

第2期

愛荘町

子ども・子育て 支援事業計画

計画期間
令和2年度
▼
令和6年度

は じ め に

愛荘町では、次代を担うかけがえのない宝物であるこどもを健やかに育てるために、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27年3月に「ふれ愛 ささえ愛 そだち愛 子どもが、親が、地域が育つ希望と笑顔がいっぱいのまちづくり」を基本理念に「第1期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、愛荘町の全ての子どもたちの幸せのために地域と学校と行政が一体となった取り組みを進めてまいりました。

一方国では、待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」や令和元年10月からは「幼児教育・保育の無償化」を実施し、更なる少子化対策を推進してきました。

このような状況において、第1期の計画が令和元年度末で終期を迎えることになり、今回令和2年度から令和6年度までを計画期間として第2期計画を策定しました。

第1期の計画の策定から5年の間に、子どもたちを取りまく環境は大きく変化しました。さらなる核家族化により、子育てに不安感や孤立感を抱く家庭が増え、加えて地域とのつながりの希薄化が進みました。

また、保育ニーズの増加も顕著となり、新たに子どもの貧困に関しても社会全体で解決すべき課題として浮かびあがってきました。

こういったことから前回の計画の進捗状況と課題を整理し、引続き行うべき施策と新たに取り組むべき施策から重点施策を取り出し、課題解決に向けて子どもの視点に立ち、健やかな発達が保証されるように計画に基づき計画的に事業を実施します。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました愛荘町の皆さま、慎重にご審議いただきました「愛荘町子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、関係者の皆様、アンケート調査にご協力をいただきました保護者の皆様、町内事業所の皆様に厚くお礼を申し上げます。

令和2年3月

愛荘町長 有村 国知

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	2
2. 計画の法的根拠と位置づけ	3
3. 計画の期間	3
4. 計画の対象	4
5. 策定体制	4
第2章 愛荘町の子ども・子育てを取り巻く現状	5
1. 統計による愛荘町の状況	6
2. ニーズ調査の結果概要	14
3. 事業所アンケートの結果概要	26
4. 前回計画の目標事業量の達成状況	30
5. 現状・課題のまとめと今後の方向性	35
第3章 基本理念	37
1. 愛荘町の目指す子ども像と子育てのかたち	38
2. 計画の基本目標	39
3. 計画の体系	40
第4章 施策の展開	41
量の見込みと確保方策	42
基本目標Ⅰ 教育・保育サービスを充実します	49
基本目標Ⅱ 地域の子育てを応援します	53
基本目標Ⅲ 親子の健やかな育ちを支援します	60
基本目標Ⅳ 子育て家庭を支援します	68
第5章 成果指標	81
1. 成果指標について	82
第6章 推進体制	83
1. 計画の推進に向けて	84
2. 計画の点検・検証	84
資料編	85



第1章

計画の策定に あたって

1. 計画策定の背景と趣旨

わが国の少子化は深刻に進んでおり、平成 30 年の合計特殊出生率は 1.42 と依然低いまま推移を続けています。その状況を受け、近年、子育てをめぐる環境は変化し続けています。特に、女性の社会進出が進み、都市部において待機児童が慢性的に発生したことや、核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化により、子育て家庭が気軽に周りの人々から子育てに関する助言や支援を得られなくなっていることが全国的に大きな課題となっており、少子化や人口減少が進む中で、子どもにとって良い育ちの環境をいかに整備するのが重要となっています。

国では、少子化対策を総合的に進めるため平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。次世代を担う子どもたちの育成を支援するための様々な事業を展開してきましたが、依然として出生数の減少が続いていたことから、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」を制定し、子ども・子育てに関する新たな支援制度が構築されました。

また、令和元年 6 月に「児童福祉法」及び「児童虐待の防止等に関する法律」が一部改正され、子どもが保護の対象から権利の主体へと、法の理念が大きく変わり、児童虐待の発生予防や虐待発生時の迅速かつ的確な対応が明確化されました。

さらに、令和元年 10 月には、重要な少子化対策の 1 つとして掲げられた、幼児教育・保育の無償化が実施されました。幼児教育・保育の無償化は、幼児教育の負担軽減を図ることで、すべての子どもたちに質の高い教育の機会を保障し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを目的としています。

本町は、平成 26 年度に「愛荘町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「前回計画」という。）を策定し、住民、地域、行政の協働による子育て環境の整備に取り組んできました。しかし本町においても、世帯規模の縮小、女性の社会進出による低年齢児保育や学童保育のニーズ増大など、子ども・子育てを取り巻く環境は変化しています。

以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、「第 2 期愛荘町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

2. 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。なお、次世代育成支援法に基づく「愛荘町次世代育成支援行動計画（後期計画）」の考え方及び、前回計画の考え方を継承するものとします。さらに、「新・放課後子ども総合プラン」や「子どもの貧困対策に関する大綱」に基づく「子どもの貧困対策計画」を包含する計画として策定を行っています。

また、本計画は、最上位計画である「愛荘町総合計画」や、上位計画の「愛荘町地域福祉計画」等その他関連計画が定めるあらゆる子どもの人権の尊重と子どもの最善の利益を考慮するものとします。

加えて、平成27年に国連において採択され、世界が抱える問題を解決し持続可能な社会をつくるため、国際的に推進することが求められている「持続可能な開発目標－SDGs（Sustainable Development Goals）」の視点を本計画にも取り入れることで、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指します。「SDGs」では17の目標が掲げられていますが、本計画では子育て支援施策に関連する、「1. 貧困をなくそう」「2. 飢餓をゼロに」「3. すべての人に健康と福祉を」「4. 質の高い教育をみんなに」「5. ジェンダー平等を実現しよう」「11. 住み続けられるまちづくりを」「16. 平和と公正をすべての人に」の7つの目標と連動して施策を進めます。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。計画最終年度である令和6年度には、計画の達成状況の確認と見直しを行います。

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
第2期愛荘町 子ども・子育て 支援事業計画	策定	計画期間						
		進捗管理・評価						
次期愛荘町 子ども・子育て 支援事業計画						次期計画策定	計画期間	

4. 計画の対象

本計画の対象は、概ね0歳から小学生の子どもとその家庭とします。ただし、事業内容により対象年齢を限定できないものについては柔軟に対応します。また支援を行う参加主体は、行政、保育所、幼稚園、福祉サービス事業所、企業・事業所及びすべての住民です。

5. 策定体制

(1) 愛荘町子ども・子育て会議の開催

計画策定にあたっては、「愛荘町子ども・子育て会議」において、各種調査の実施内容や結果、計画内容などを検討しました。

(2) ニーズ調査の実施

子育て家庭や保護者のニーズを把握するため、町内の保護者を対象にニーズ調査を実施しました。また、町内に多くある事業所の意向を把握するため、事業所アンケート調査を実施しました。

(3) 前回計画の評価・検証の実施

これまでの町の施策や今後の課題などに関する意見を把握するため、庁内ヒアリング調査を実施しました。

(4) パブリックコメントの実施

計画策定にあたっては、ホームページなどにおいて計画案を公表し、住民の考えや意見を聞くパブリックコメントを実施しました。

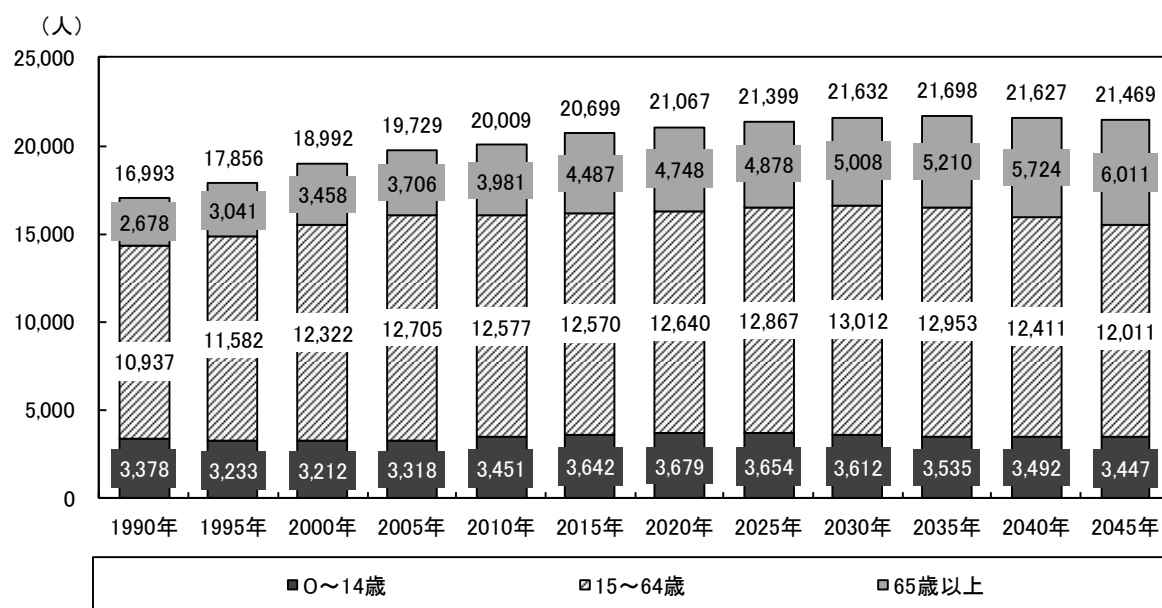
第2章
愛荘町の
子ども・子育てを
取り巻く現状

1. 統計による愛荘町の状況

(1) 総人口の推移・推計

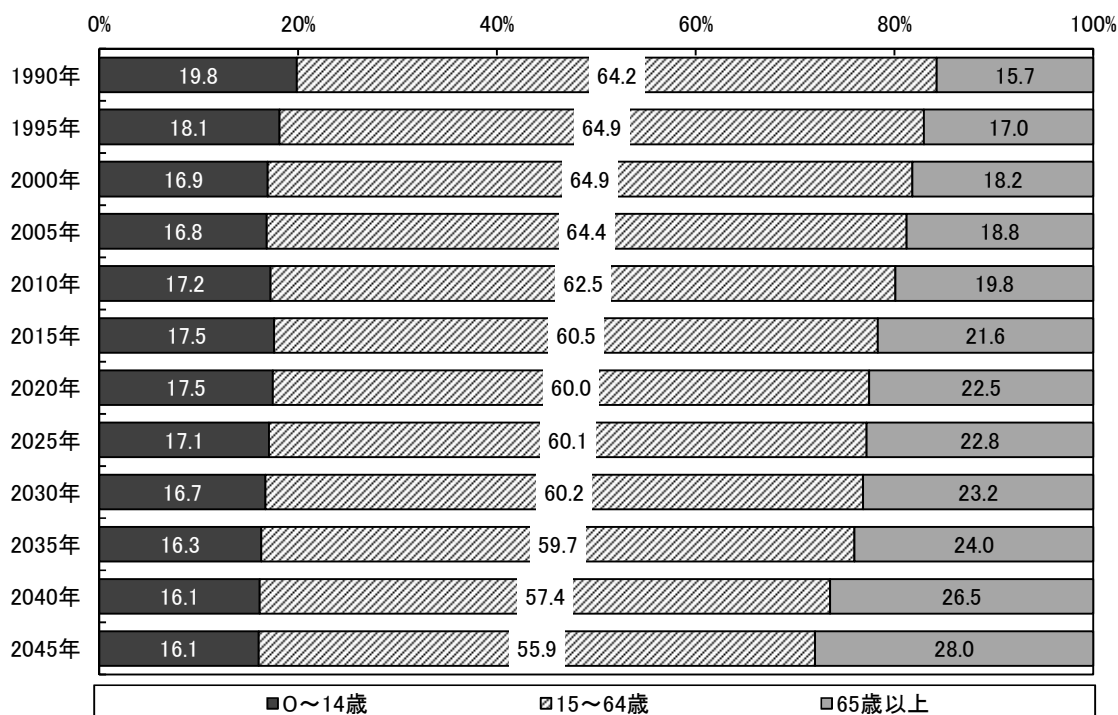
愛荘町の総人口は2035年まで増加すると考えられています。また、14歳以下の人数については、2020年まで増加すると考えられており、少子高齢化の進行は比較的緩やかであるといえます。

◆総人口の推移・推計



資料：2015年までは国勢調査、2020年以降は日本の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）

◆総人口の年齢3区分別人口割合の推移・推計

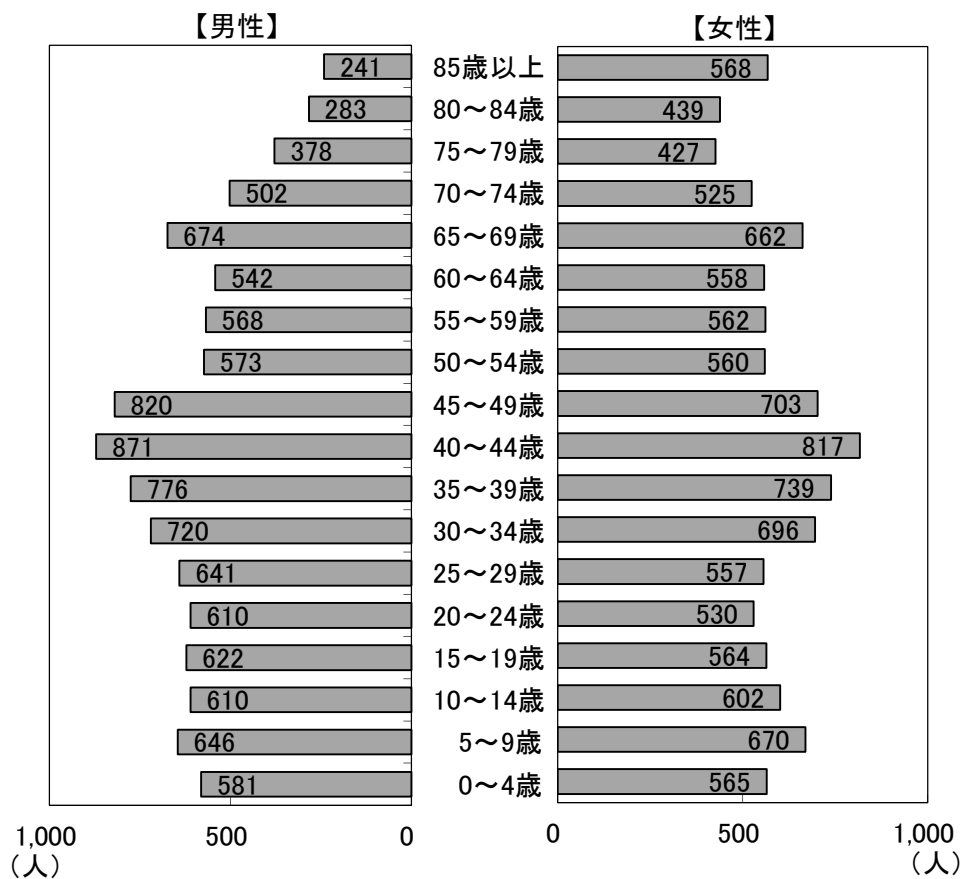


資料：2015年までは国勢調査、2020年以降は日本の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）

(2) 男女・年齢別人口

愛荘町では、現在、40代の人口が最も多くなっています。また、子育て世代が多いため、0～14歳までの年少人口も比較的多くなっていると考えられます。

◆人口ピラミッド(平成30年4月現在)

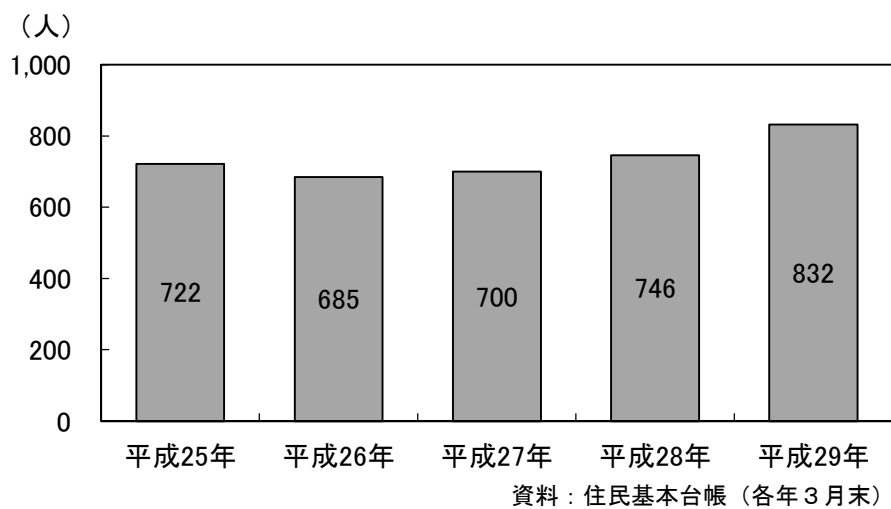


資料：住民基本台帳

(3) 外国人登録者数

愛荘町は外国人登録者数が増加傾向にあり、平成 29 年には 832 人が町内に在住しています。

◆外国人登録者数

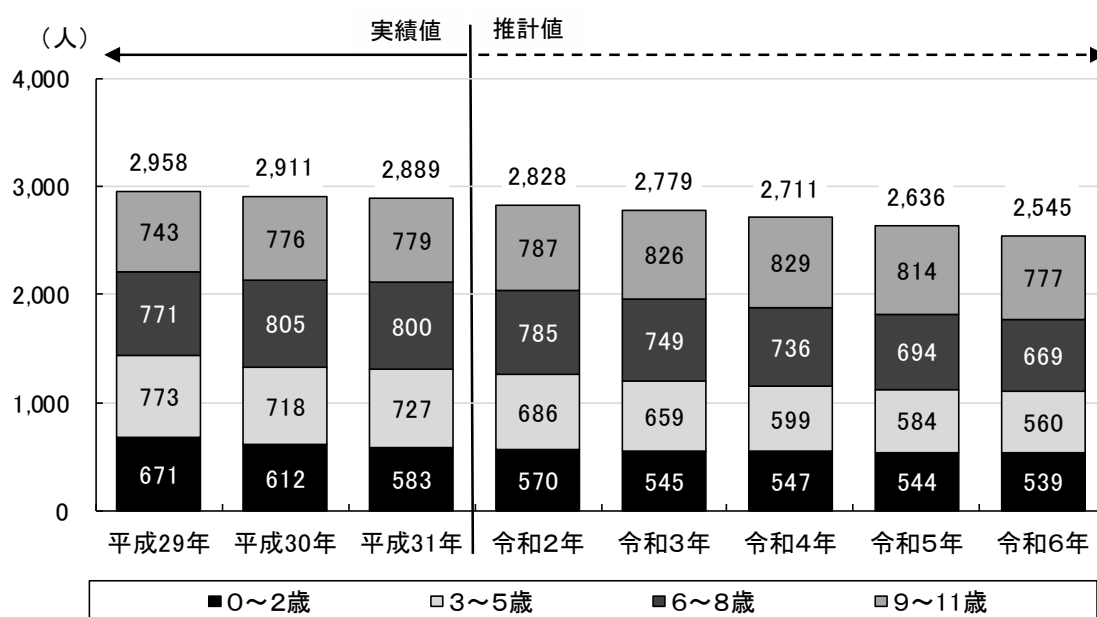


(4) 子ども人口の推移

愛荘町の12歳未満人口はゆるやかに減少を続けており、平成31年3月末現在、2,889人となっています。今後計画期間においても、児童数は減少していくことが予想されます。

単位：人

		実績値			推計値				
		平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳		190	188	172	178	177	176	175	173
1歳		249	188	209	182	185	184	183	181
2歳		232	236	202	210	183	187	186	185
3歳		243	234	245	203	211	184	188	187
4歳		253	248	240	249	206	215	187	191
5歳		277	236	242	234	242	200	209	182
6歳		262	276	258	246	238	246	204	213
7歳		268	271	279	263	251	242	251	208
8歳		241	258	263	276	260	248	239	248
9歳		269	268	269	276	289	273	260	251
10歳		237	250	241	259	266	278	263	251
11歳		237	258	269	252	271	278	291	275
計	0～5歳	1,444	1,330	1,310	1,256	1,204	1,146	1,128	1,099
計	6～11歳	1,514	1,581	1,579	1,572	1,575	1,565	1,508	1,446
計	0～11歳	2,958	2,911	2,889	2,828	2,779	2,711	2,636	2,545

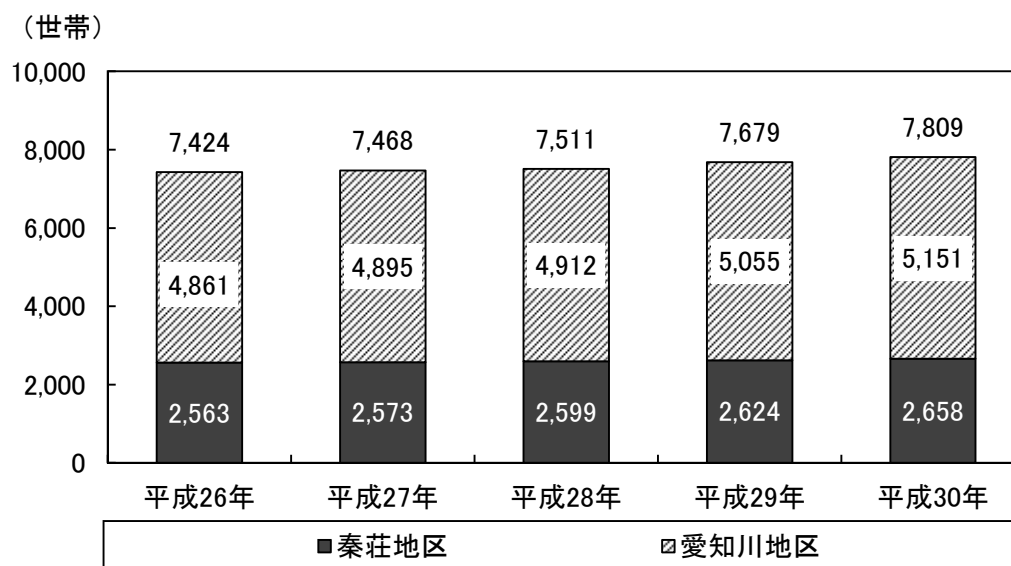


資料：住民基本台帳（各年3月末）

(5) 世帯数の推移と状況

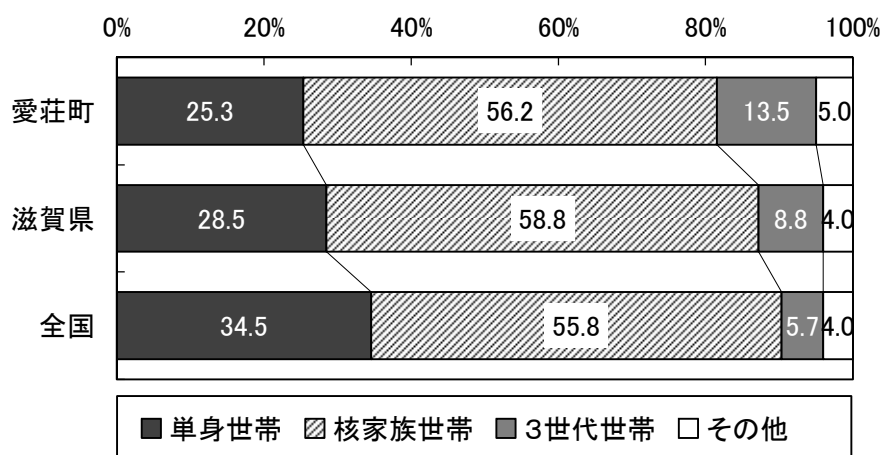
世帯数は年々増加しています。秦荘地区、愛知川地区ともに増加がみられます。また、世帯の状況としては、国や滋賀県に比べて3世代世帯が多いことが特徴として挙げられます。

◆世帯数の推移



資料：特定健康診査・保健指導実績（法定報告）

◆世帯の状況

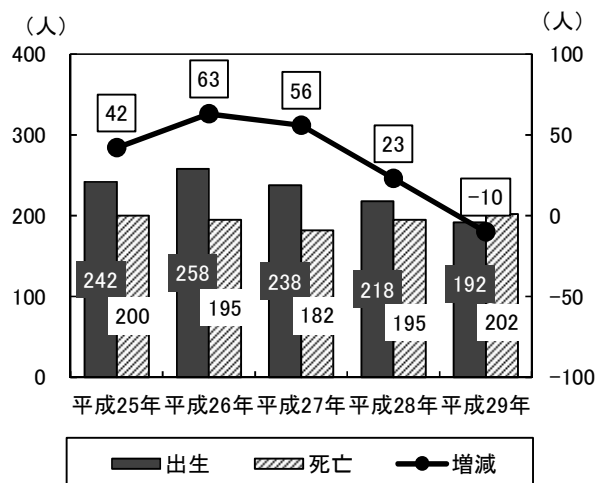


資料：国勢調査

(6)人口動態

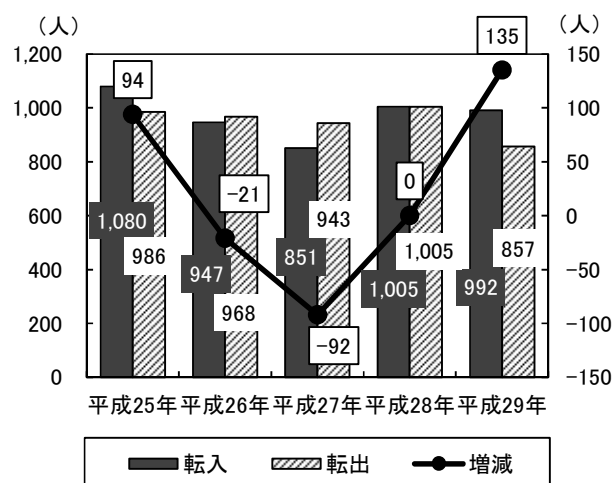
出生者数と死亡者数については、平成28年まで出生者数が上回っていましたが、平成29年に死亡者数が上回りました。転入者数と転出者数については、平成27年には転出者数が大幅に上回っていましたが、平成28年には同数、平成29年には転入者数が100人以上多くなっています。

◆出生者数・死亡者数の推移(自然増減)



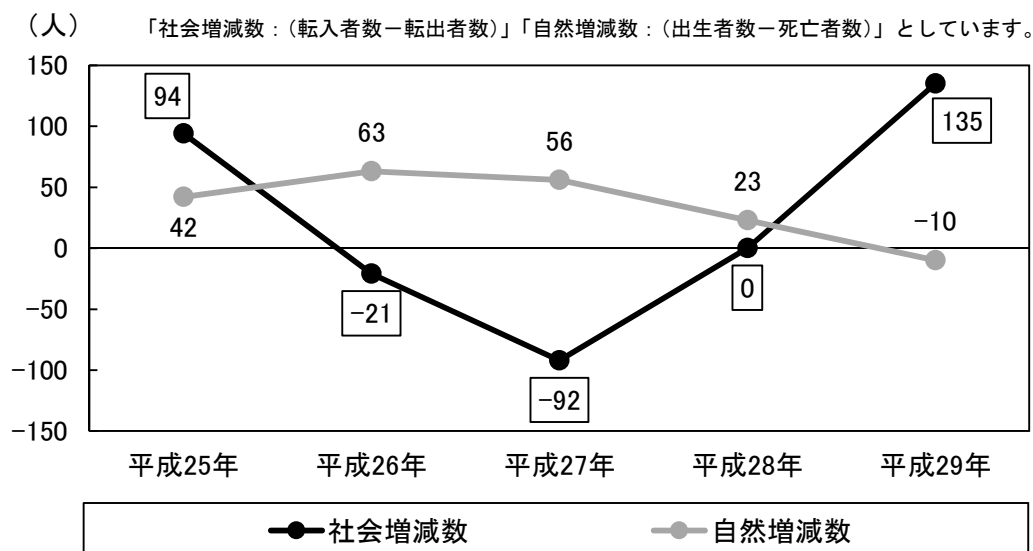
資料：住民基本台帳

◆転入者数・転出者数の推移(社会増減)



資料：住民基本台帳

◆社会増減数と自然増減数の推移

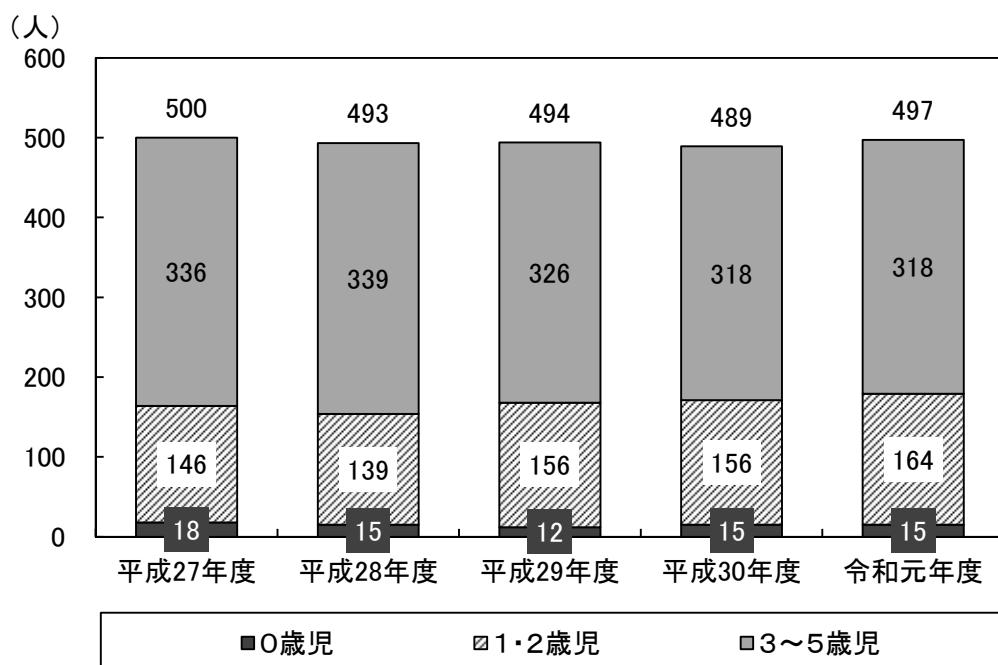


資料：住民基本台帳

(7) 保育所の状況

保育所の利用者数は、500 人前後で増減を繰り返しながら推移しています。

◆保育所の利用者数

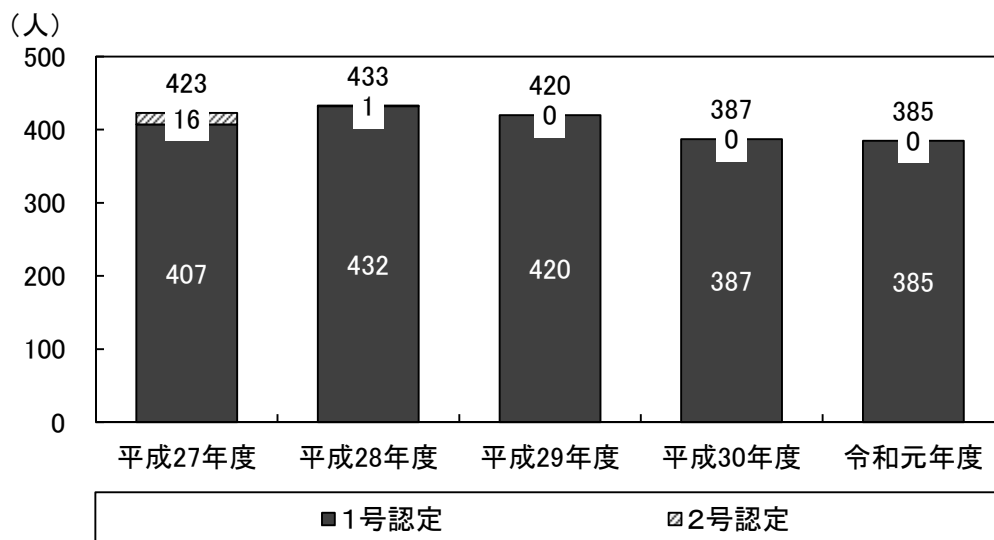


資料：子ども支援課

(8) 幼稚園の状況

幼稚園の利用者数は、400 人前後で推移しており、平成 28 年度以降は減少傾向にあります。

◆幼稚園の利用者数



資料：子ども支援課

(9) 小学校の状況

現在、町内には4校の小学校があります。児童の学年別の通学状況は次のとおりです。

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度※
1年生	233	259	256	270	253
2年生	255	235	265	256	270
3年生	219	259	236	269	257
4年生	226	221	261	238	267
5年生	232	227	226	263	235
6年生	220	232	228	223	263
児童数計	1,385	1,433	1,472	1,519	1,545

※令和元年度は速報値

資料：学校基本調査（各年5月1日）

(10) 放課後児童健全育成事業の状況

現在、町内には6か所の放課後児童クラブがあります。利用者数の状況は次のとおりです。

単位：人

小学校区	実施施設	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
愛知川	愛知川小学校区 学童保育所	48	63	57	46	56
愛知川東	愛知川東小学校区 学童保育所	40	50	50	47	53
秦荘東	秦荘東小学校区 学童保育所	38	29	42	32	23
秦荘西	秦荘西小学校区 学童保育所	34	29	27	30	29
愛荘町	愛荘町小学校区 学童保育所	－	－	16	37	33
愛荘町	スポーツ学童保育所	－	－	－	－	11
児童数計		160	171	192	192	205

資料：子ども支援課（各年5月1日）

2. ニーズ調査の結果概要

(1) 調査概要

- 調査地域：愛荘町全域
- 調査対象者：愛荘町内在住の「就学前児童」の世帯・保護者全員（就学前児童調査）
：愛荘町内在住の「小学生児童」の世帯・保護者全員（小学生児童調査）
- 調査期間：平成30年10月1日（月）～平成30年10月22日（月）
- 調査方法：幼稚園・保育園・小学校を通じた配付
幼稚園・保育園・小学校を通じた回収もしくは郵送による回収
就学前児童のうち、未就園の児童は郵送による配付・回収

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1,452	736	50.7%
小学生児童	1,559	820	52.6%
合計	3,011	1,556	51.7%



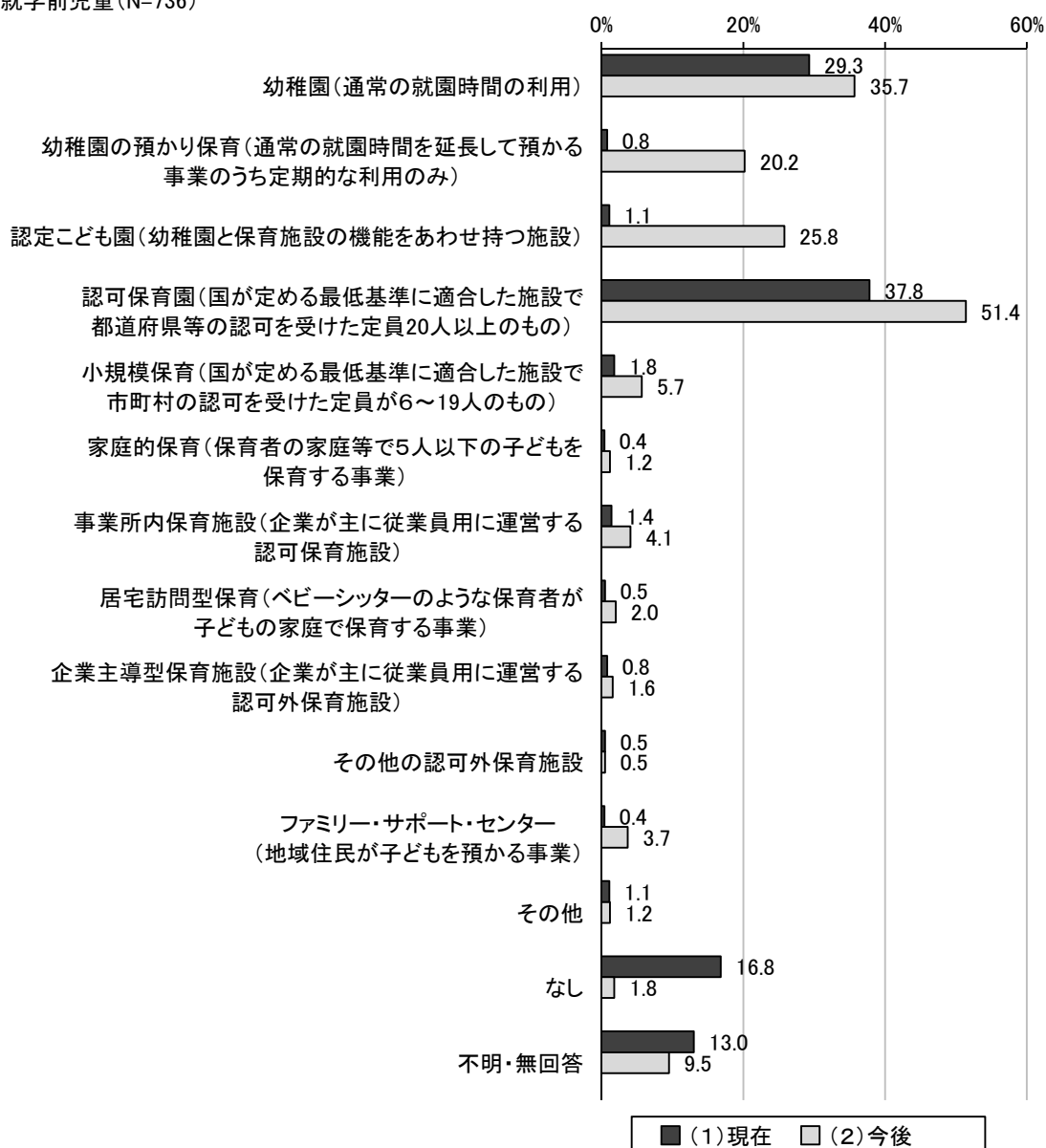
(2) 調査結果

①教育・保育サービスの利用について

現在の利用状況（複数回答）と今後の利用希望（複数回答）

現在、平日に利用している事業と、今後、教育・保育の費用が無償化された場合に利用したいと考える事業についてみると、（１）現在、（２）今後ともに「認可保育園」がそれぞれ37.8%、51.4%と最も高く、次いで「幼稚園」がそれぞれ29.3%、35.7%となっています。

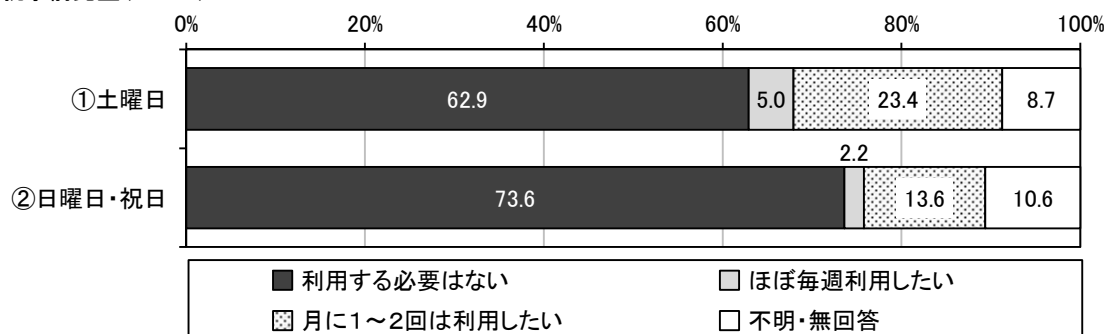
就学前児童(N=736)



土曜日・日曜日・祝日の教育・保育サービスの利用希望

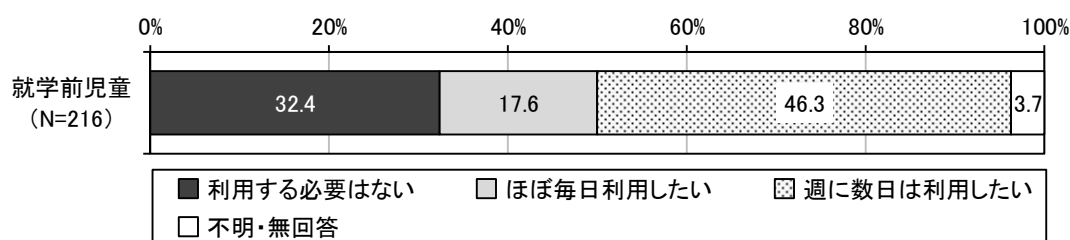
土曜日と日曜日・祝日の、定期的な教育・保育事業の利用希望についてみると、「利用する必要はない」が、①土曜日で62.9%、②日曜日・祝日で73.6%と最も高くなっています。

就学前児童 (N=736)



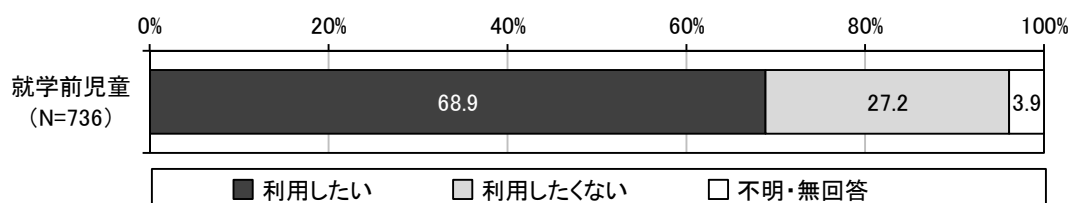
(幼稚園児のみ) 長期休暇期間中の教育・保育サービスの利用希望

夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の教育・保育事業の利用希望についてみると、「週に数日は利用したい」が46.3%と最も高く、次いで「利用する必要はない」が32.4%となっています。また、利用希望時間帯では、開始時間で「9時台」、終了時間で「14時台」が最も高くなっています。



認定こども園の利用意向

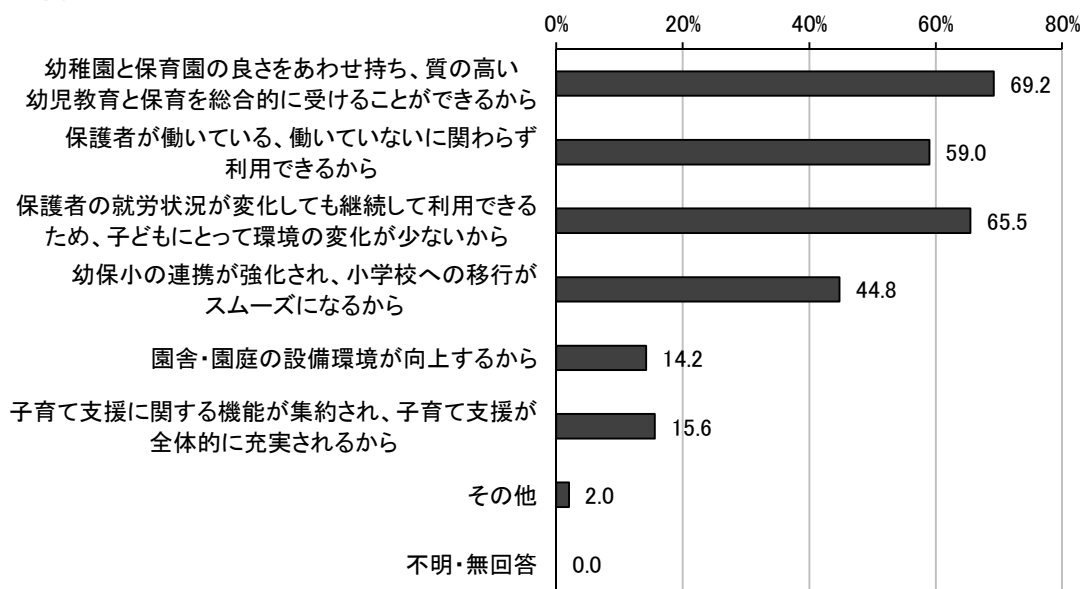
今後、愛荘町内に認定こども園ができた場合の利用意向についてみると、「利用したい」が68.9%、「利用したくない」が27.2%となっています。



認定こども園を利用したい理由（複数回答）

認定こども園を利用したい理由についてみると、「幼稚園と保育園の良さをあわせ持ち、質の高い幼児教育と保育を総合的に受けることができるから」が69.2%と最も高く、次いで「保護者の就労状況が変化しても継続して利用できるため、子どもにとって環境の変化が少ないから」が65.5%となっています。

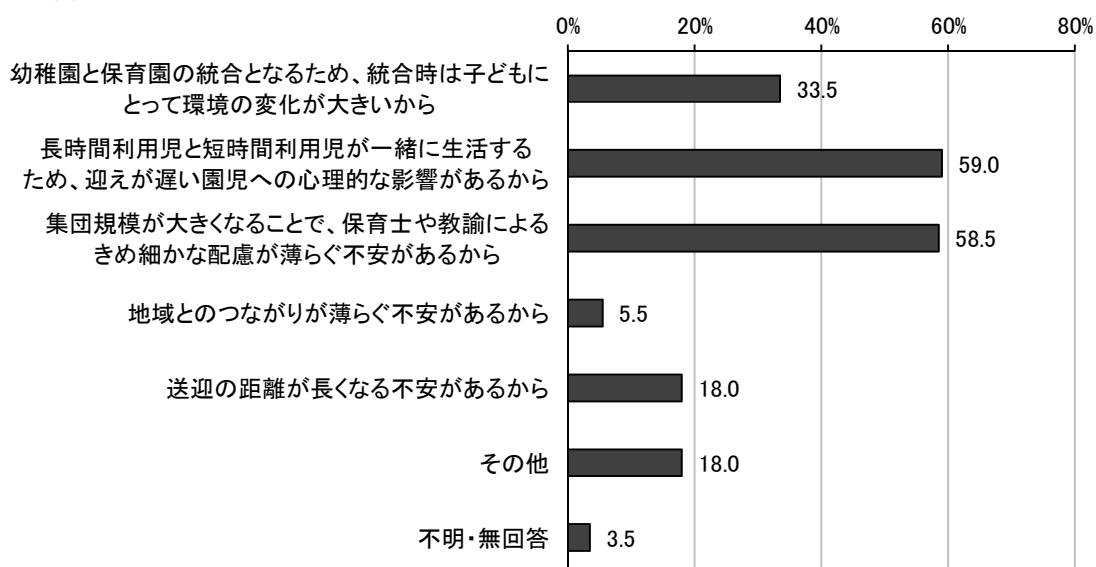
就学前児童(N=507)



認定こども園を利用したくない理由（複数回答）

認定こども園を利用したくない理由についてみると、「長時間利用児と短時間利用児と一緒に生活するため、迎えが遅い園児への心理的な影響があるから」が59.0%と最も高く、次いで「集団規模が大きくなることで、保育士や教諭によるきめ細かな配慮が薄らぐ不安があるから」が58.5%となっています。

就学前児童(N=200)



②保護者の就労状況について

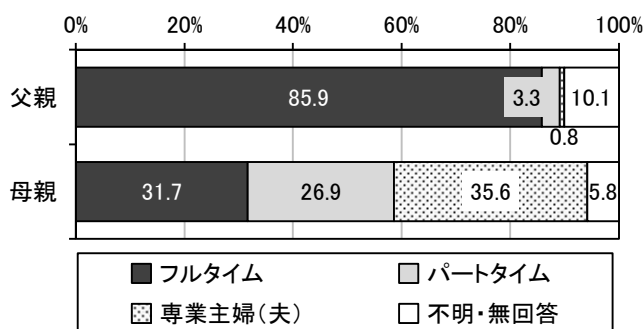
保護者の就労状況

保護者の就労状況についてみると、①現在の就労状況において、父親に関しては、「フルタイム」が就学前児童で85.9%、小学生児童で86.5%と最も高く、大部分を占めています。母親に関しては、就学前児童では「専業主婦（夫）」が35.6%と最も高く、次いで「フルタイム」が31.7%となっており、小学生児童では「パートタイム」が48.3%と最も高く、次いで「フルタイム」が28.3%となっています。

②1年後以降の希望の就労状況において、父親に関しては、「フルタイム」が就学前児童で80.6%、小学生児童で78.8%と最も高くなっています。母親に関しては、「パートタイム」が就学前児童で39.0%、小学生児童で47.7%と最も高く、次いで「フルタイム」が就学前児童で35.1%、小学生児童で31.0%となっています。

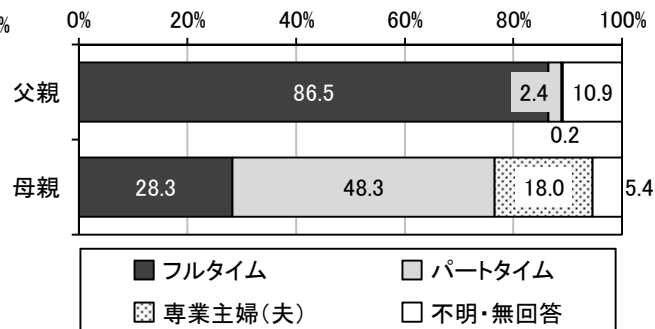
就学前児童(N=736)

①現在の就労状況



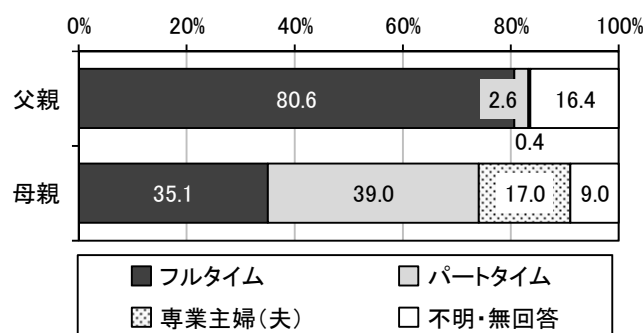
小学生児童(N=820)

①現在の就労状況



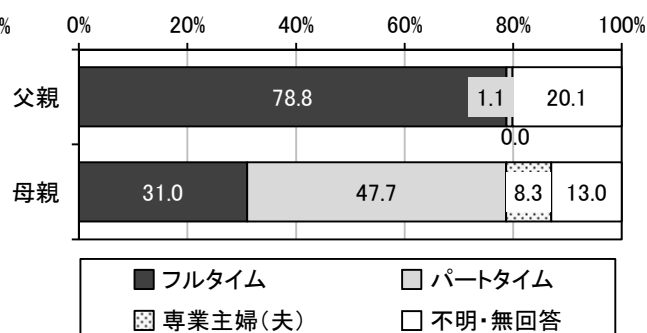
就学前児童(N=736)

②1年後以降の希望の就労状況



小学生児童(N=820)

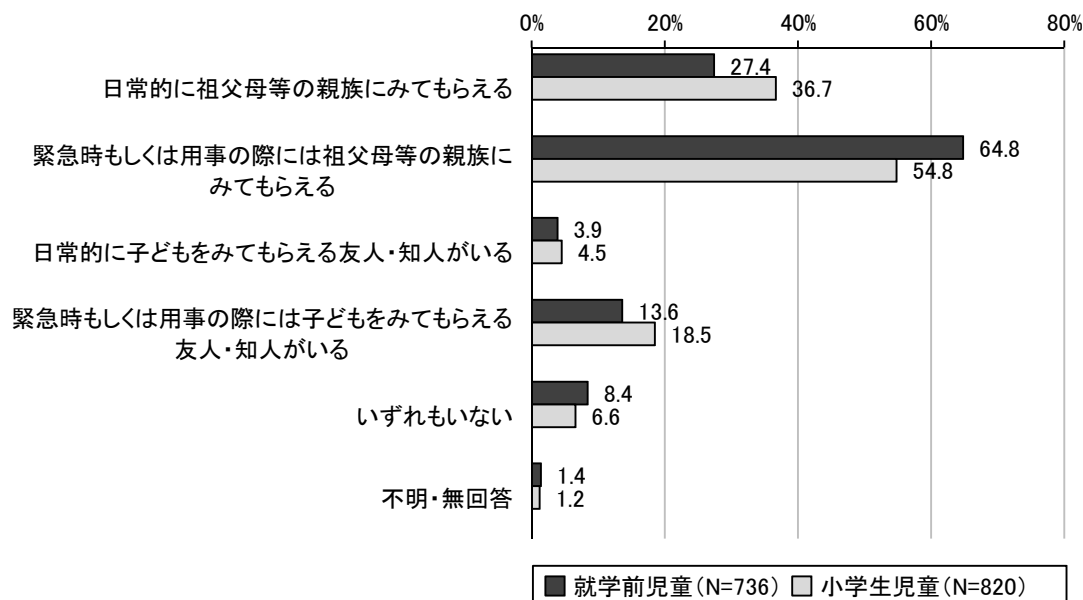
②1年後以降の希望の就労状況



③日頃、子どもをみてもらえる親族・知人について

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人について（複数回答）

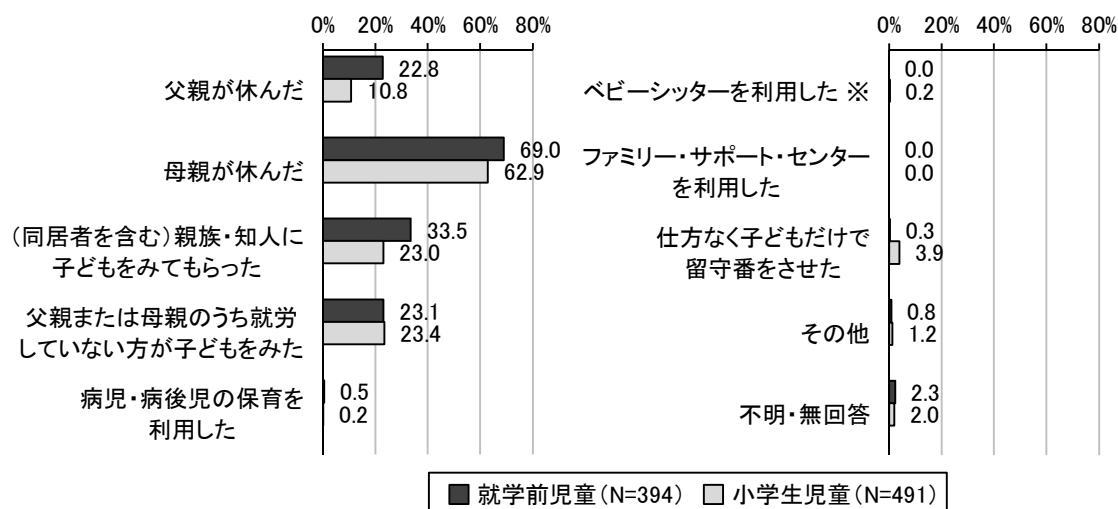
日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無についてみると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前児童で64.8%、小学生児童で54.8%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が、就学前児童で27.4%、小学生児童で36.7%となっています。



④病児・病後児保育について

休んだ際の対処法（複数回答）

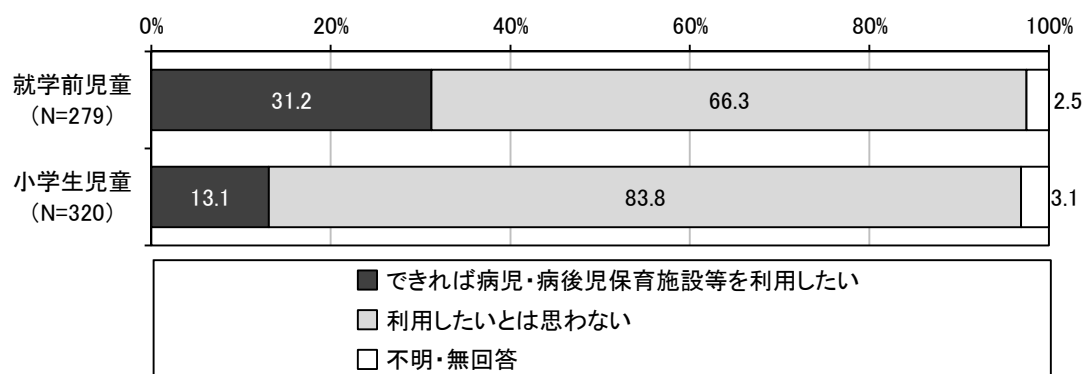
子どもが病気やケガで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合の、この1年間に行った対処方法についてみると、「母親が仕事を休んだ」が、就学前児童で69.0%、小学生児童で62.9%と最も高く、次いで就学前児童では「親族・知人に子どもをみてもらった」が33.5%、小学生児童では「父親または母親のうち就労していない方が子どもをみた」が23.4%となっています。



※小学生調査の選択肢は「キッズシッターを利用した」

病児・病後児保育施設を利用したいか

父親または母親が休んで対応した方で、できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思ったかについてみると、「利用したいとは思わない」が、就学前児童で 66.3%、小学生児童で 83.8%となっています。また、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」を選んだ方の利用希望日数については、就学前児童、小学生児童ともに「2日」が最も高くなっています。



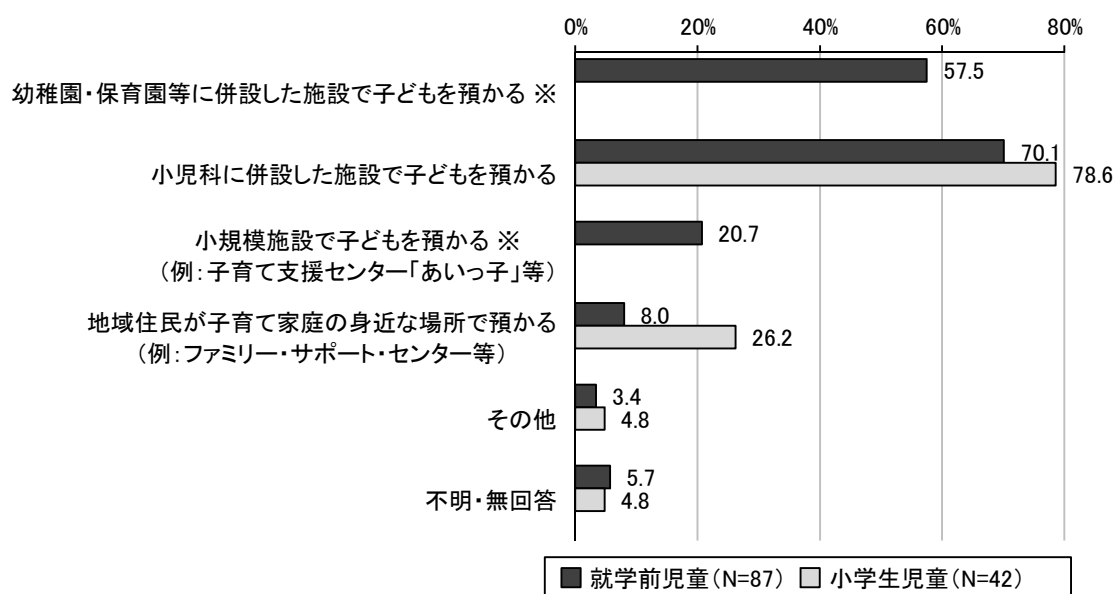
◎病児・病後児保育施設等の利用希望日数〈数量回答〉

《「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」を選んだ方》

利用希望 日数	就学前児童 (N=87)		小学生児童 (N=42)	
	件数	%	件数	%
1日	12	13.8	5	11.9
2日	17	19.5	9	21.4
3日	13	14.9	5	11.9
4日	2	2.3	0	0.0
5日	10	11.5	5	11.9
6日	0	0.0	0	0.0
7日	2	2.3	0	0.0
8日	1	1.1	0	0.0
9日	0	0.0	0	0.0
10日以上	6	6.9	0	0.0
不明・無回答	24	27.6	18	42.9

病児・病後児保育施設の望ましい形態（複数回答）

病児・病後児保育施設等を利用したい方の、子どもを預ける場合の望ましい事業形態についてみると、「小児科に併設した施設で子どもを預かる」が、就学前児童で70.1%、小学生児童で78.6%と最も高く、次いで就学前児童では「幼稚園・保育園等に併設した施設で子どもを預かる」が57.5%、小学生児童では「地域住民が子育て家庭の身近な場所で預かる」が26.2%となっています。



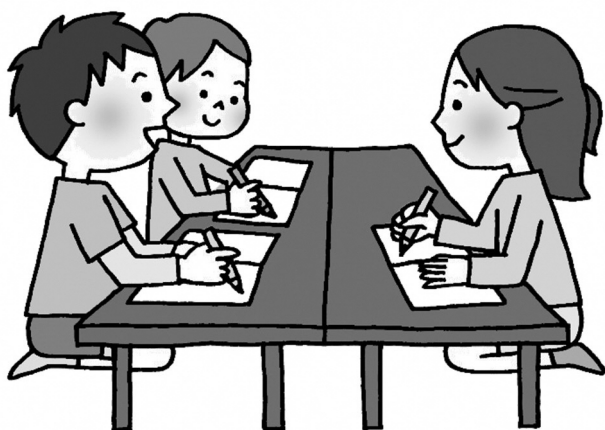
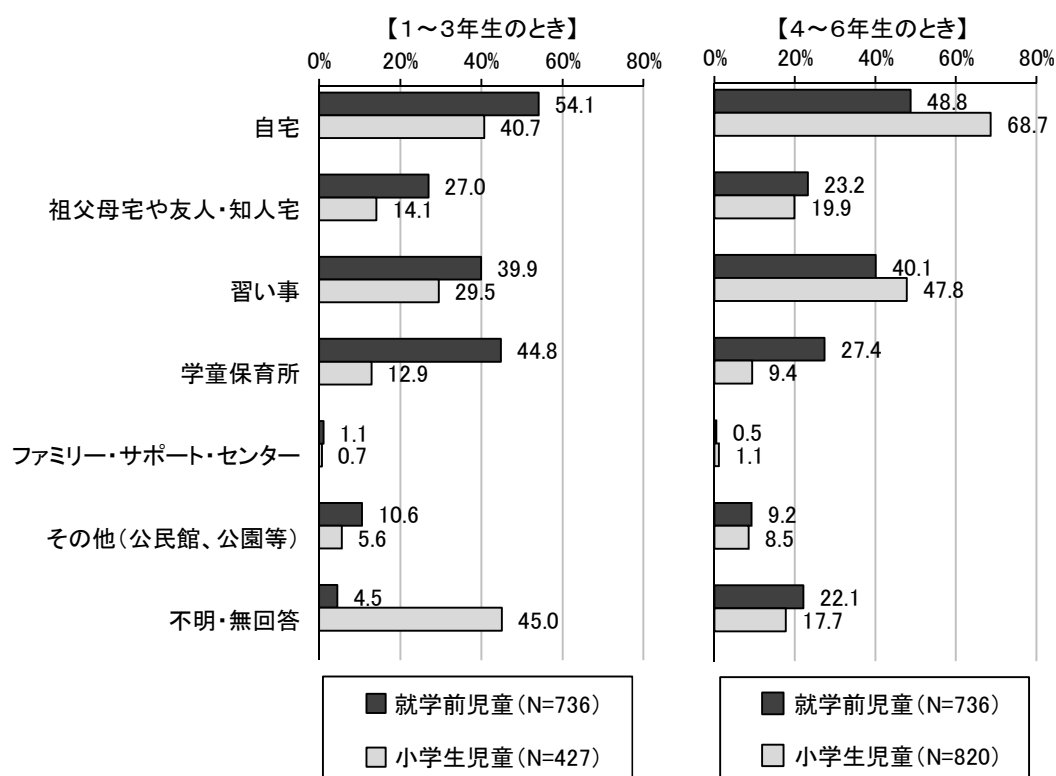
※小学生調査では選択肢なし



⑤放課後の過ごし方について

今後、放課後の時間に過ごさせたいと思う場所（複数回答）

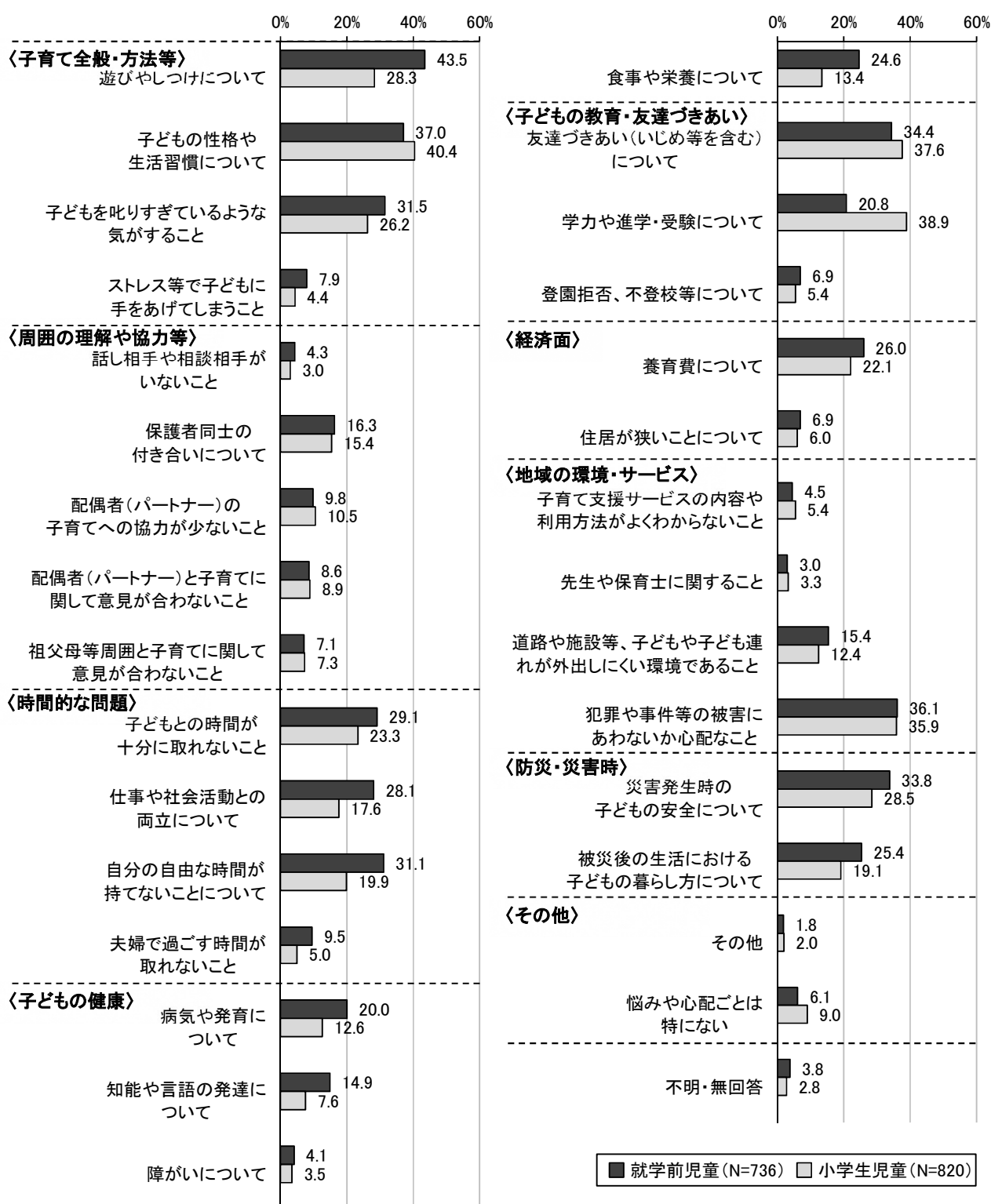
今後、子どもを放課後の時間に過ごさせたい場所についてみると、小学校低学年（1～3年生のとき）においては、「自宅」が就学前児童で54.1%、小学生児童で40.7%と最も高く、次いで就学前児童では「学童保育所」が44.8%、小学生児童では「習い事」が29.5%となっています。小学校高学年（4～6年生のとき）においては、「自宅」が就学前児童で48.8%、小学生児童で68.7%と最も高く、次いで「習い事」が就学前児童で40.1%、小学生児童で47.8%となっています。



⑥子育て全般について

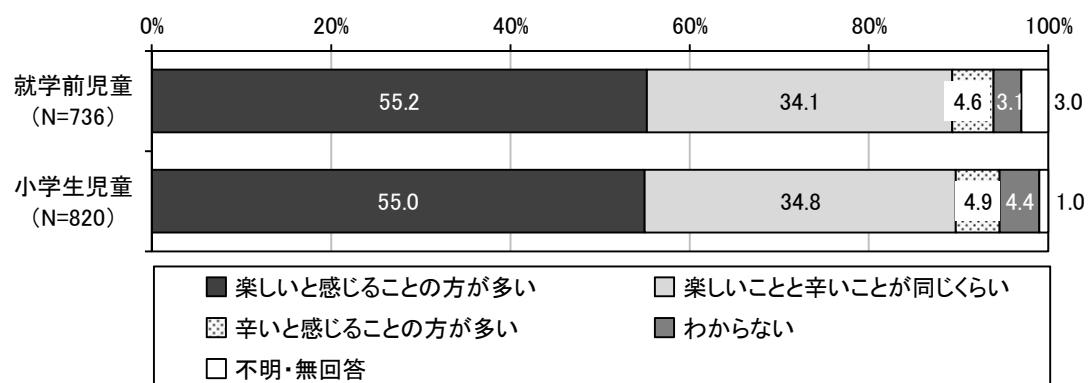
子育てに関する悩みや心配ごと（複数回答）

子育てに関する悩みや心配ごとについてみると、就学前児童では、「遊びやしつけについて」が43.5%と最も高く、次いで「子どもの性格や生活習慣について」が37.0%となっています。小学生児童では「子どもの性格や生活習慣について」が40.4%と最も高く、次いで「学力や進学・受験について」が38.9%となっています。



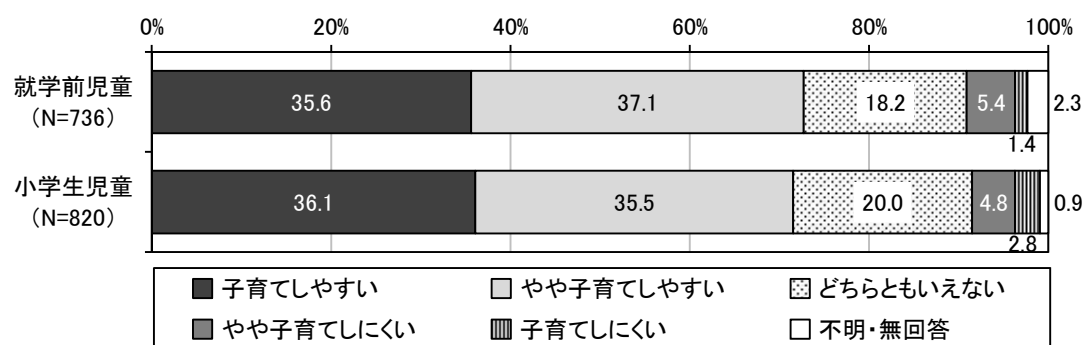
子育てを楽しんでいることが多いか、辛いと感じていることが多いか

子育てについての感じ方についてみると、「楽しいと感じることの方が多い」が就学前児童で 55.2%、小学生児童で 55.0%と最も高く、次いで「楽しいことと辛いことが同じくらい」が就学前児童で 34.1%、小学生児童で 34.8%となっています。



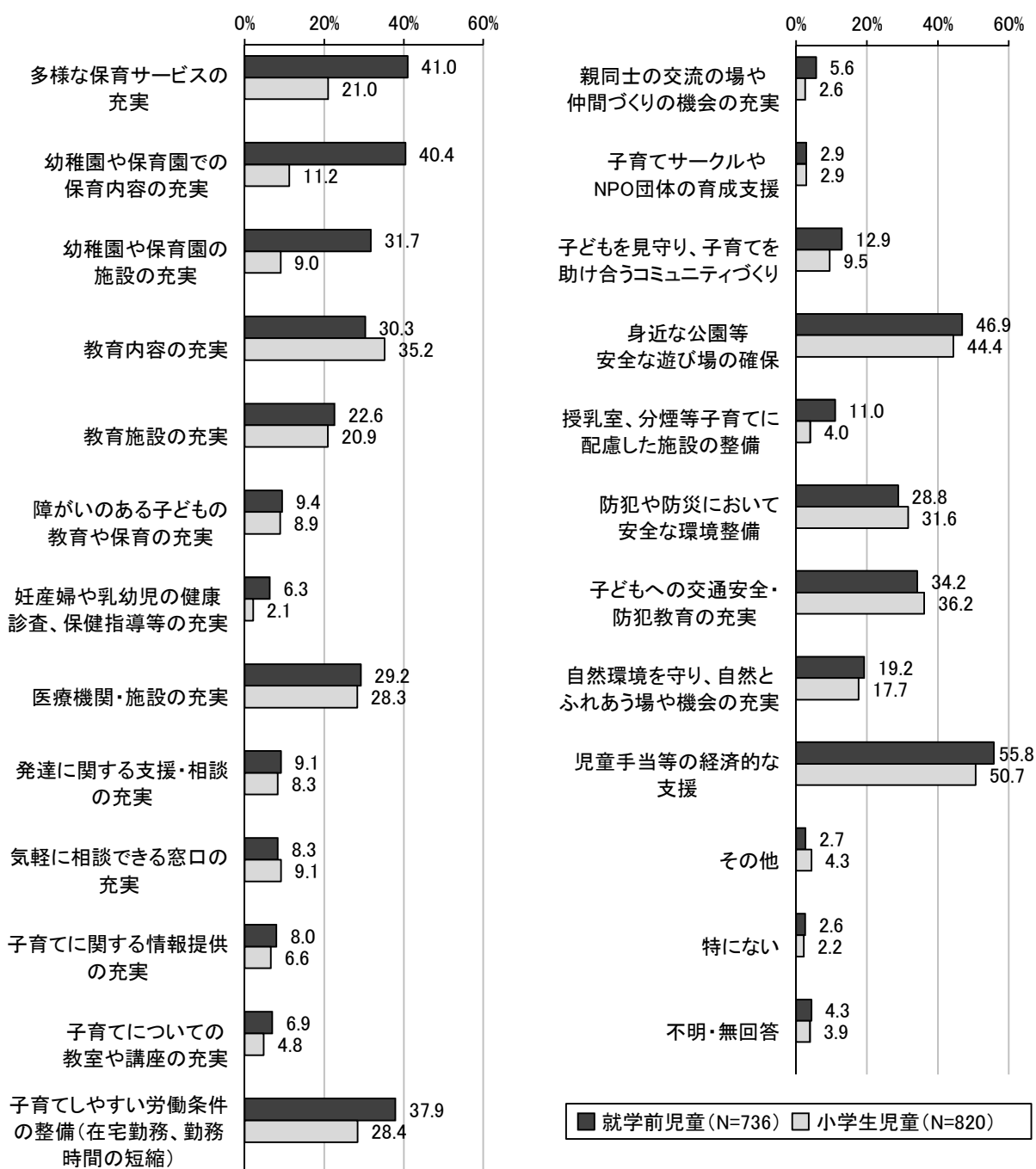
愛荘町は子育てしやすいと思うか

愛荘町の子育てのしやすさについてみると、就学前児童では「やや子育てしやすい」が 37.1%と最も高く、次いで「子育てしやすい」が 35.6%となっています。小学生児童では「子育てしやすい」が 36.1%と最も高く、次いで「やや子育てしやすい」が 35.5%となっています。



愛荘町に期待するこれからの子育て支援策（複数回答）

愛荘町の子育て支援策で期待することについてみると、「児童手当等の経済的な支援」が就学前児童で 55.8%、小学生児童で 50.7%と最も高く、次いで、「身近な公園等安全な遊び場の確保」が就学前児童で 46.9%、小学生児童で 44.4%となっています。



3. 事業所アンケートの結果概要

(1) 調査の目的

本調査は、「子ども・子育て支援事業計画」の策定資料として、保護者の育児休業やワーク・ライフ・バランスに関する実態を把握することを目的に、町内の事業所で実施されている取り組みや今後の方向性等をお伺いするため、実施しました。

(2) 調査概要

- 調査地域：愛荘町全域
- 調査対象者：愛荘町内の事業所のうち 81 件を抽出
- 調査期間：平成 31 年 1 月 9 日（水）～平成 31 年 1 月 31 日（木）
- 調査方法：郵送による配付・回収

調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
81	56	69.1%

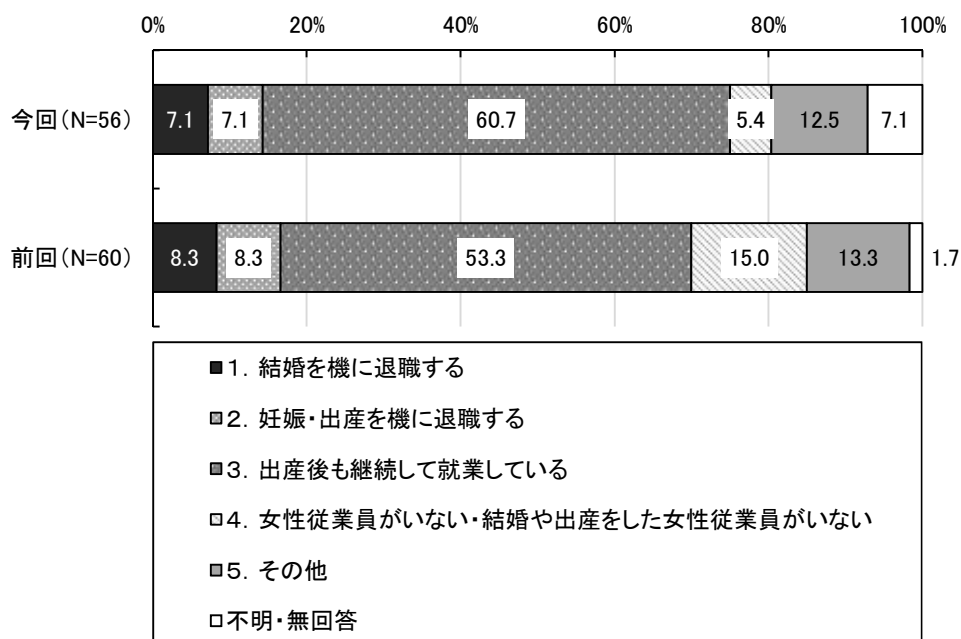


(3) 調査結果

① 女性の働き方について

女性の働き方についてみると、「出産後も継続して就業している」が60.7%と最も高くなっています。それ以外の項目については、いずれも1割に満たない数字となっています。

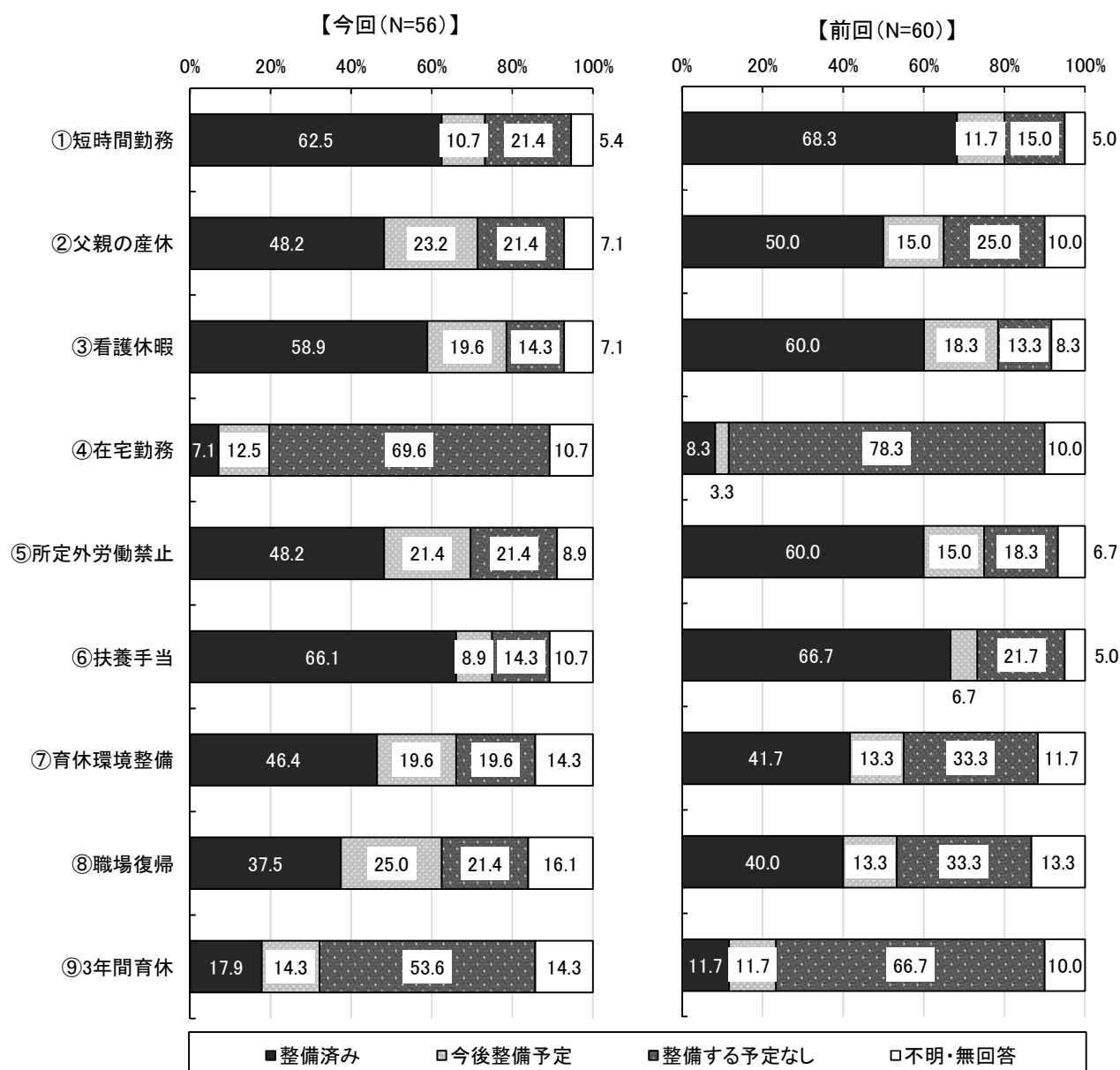
前回と比較すると、「出産後も継続して就業している」が7.4ポイント高くなっています。



②仕事と子育てが両立できる環境づくりに向けた制度の整備状況について

仕事と子育てが両立できる環境づくりに向けた制度の整備状況についてみると、「短時間勤務」や「扶養手当」、「看護休暇」は整備済みが5割以上となっています。反対に「在宅勤務」や「3年間育休」は整備する予定なしが5割以上となっています。

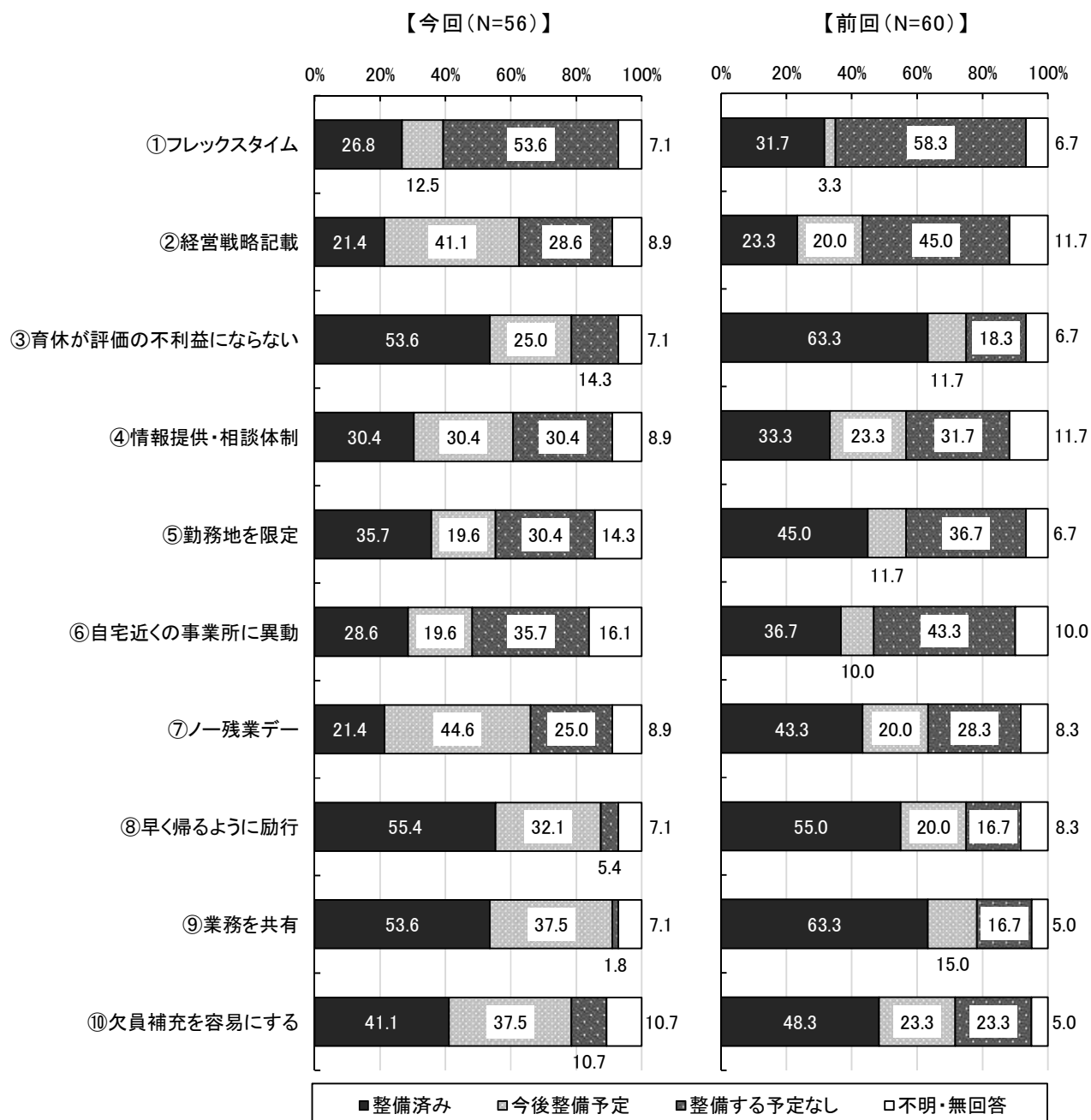
前回と比較すると、「所定外労働禁止」の整備済みが11.8ポイント低くなっています。



③仕事と家庭の両立に向けた制度の整備状況について

仕事と家庭の両立に向けた制度の整備状況についてみると、「育休が評価の不利益にならない」や「早く帰るように励行」、「業務を共有」は5割以上が整備済みとなっています。反対に「フレックスタイム」は5割以上が整備する予定なしとなっています。

前回と比較すると、「ノー残業デー」の整備済みが21.9ポイント低くなっています。



4. 前回計画の目標事業量の達成状況

前回計画で設定した目標事業量に対する達成状況は以下のとおりです。

(1) 教育・保育事業

■ 教育事業【1号認定・2号認定(教育ニーズ)】

(実利用人数)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値	量の見込み	391	396	390	392	395
	確保の内容	391	396	390	392	395
実績値		423	433	420	387	385

教育事業での受け入れについて、平成 29 年度までは見込み及び確保の内容を上回る利用量がありましたが、平成 30 年度以降は見込み及び確保の内容に収まる利用量となっています。

■ 保育事業【2号認定(保育ニーズ)】

(実利用人数)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値	量の見込み	339	343	338	340	343
	確保の内容	322	332	338	340	343
実績値		336	339	326	318	318

保育事業での3～5歳児の受け入れについて、平成 28 年度までは、確保の内容を上回る利用量がありましたが、平成 29 年度以降は確保の内容に収まる利用量となっています。

■ 保育事業【3号認定(0歳児)】

(実利用人数)

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値	量の見込み		47	47	47	47	47
	確保の 内容	保育所	38	43	44	44	44
		地域型 保育事業		0	3	3	3
実績値			18	15	12	15	15

保育事業での0歳児の受け入れについて、見込み及び確保の内容を大幅に下回る利用量となっています。

■保育事業【3号認定（1・2歳児）】

（実利用人数）

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値	量の見込み		177	179	180	181	181
	確保の 内容	保育所	141	156	171	172	172
		地域型 保育事業		3	9	9	9
実績値			146	139	156	156	164

保育事業での1・2歳児の受け入れについて、平成28年度以降は見込み及び確保の内容を大幅に下回る利用量となっています。

（2）地域子ども・子育て支援事業

■延長保育事業

（実利用人数）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値	量の見込み	122	124	123	123	124
	確保の内容	122	124	123	123	124
実績値		－	503	453	440	－

延長保育事業について、見込み及び確保の内容を大幅に上回る利用量となっています。

■放課後児童健全育成事業

（実利用人数）

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値	量の見込み	低学年	135	138	146	147	149
		高学年	35	36	38	39	40
	確保の内容		170	174	184	186	189
実績値		低学年	144	144	159	156	168
		高学年	18	34	31	32	38
		合計	162	178	190	188	206

放課後児童健全育成事業について、平成28年度より見込み及び確保の内容を上回る利用量となっており、利用者は増加傾向にあります。

■ショートステイ(短期支援事業)

(延べ利用日数)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値	量の見込み	34	34	34	34	34
	確保の内容	34	34	34	34	34
実績値		6	2	6	2	－

ショートステイ(短期支援事業)について、見込み及び確保の内容を大幅に下回る利用量となっています。

■地域子育て支援拠点事業

(延べ利用回数)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値	量の見込み	20,288	30,516	30,636	30,708	30,708
	確保の内容 (か所)	2	3	3	3	3
実績値		27,792	28,606	25,142	26,202	－

地域子育て支援拠点事業について、平成 27 年度は見込みを上回る利用量がありましたが、平成 28 年度以降は見込みに収まる利用量となっています。

■一時預かり事業

【幼稚園での一時預かり】

(延べ利用日数)

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値	量の 見込み	1号認定	222	225	221	222	224
		2号認定	10	10	10	10	10
	確保の内容		232	235	231	232	234
実績値			－	－	－	－	－

現在幼稚園では、長期休業中のみ一時預かりを行っています。

【保育所等での一時預かり】

(延べ利用日数)

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値	量の見込み		494	499	496	498	500
	確保の 内容	保育所	479	484	481	483	485
		ファミサポ [※]	15	15	15	15	15
実績値			－	278	274	401	－

保育所等での一時預かりについて、すべての年において見込み及び確保の内容を大幅に下回る利用量となっています。

■病児・病後児保育事業

(延べ利用日数)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値	量の見込み	33	33	33	33	33
	確保の内容	33	33	33	33	33
実績値		17	43	42	9	－

病児・病後児保育事業について、平成 28 年度と平成 29 年度においては、見込みを上回る利用量がありましたが、それ以外の年は見込み及び確保の内容に収まる利用量となっています。

■ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)

(延べ利用日数)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値	量の見込み	13	13	13	14	14
	確保の内容	13	13	13	14	14
実績値		4	8	0	7	－

ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)について、見込み及び確保の内容に収まる利用量となっています。

■妊婦健診事業

(実利用人数)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値	量の見込み	252	253	254	254	253
	確保の内容	252	253	254	254	253
実績値		390	328	312	205	－

妊婦健診事業について、平成 29 年度までは、見込み及び確保の内容を上回る利用量がありましたが、平成 30 年度以降は見込み及び確保の内容に収まる利用量となっています。

■乳児家庭全戸訪問事業

(実利用人数)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値	量の見込み	252	253	254	254	253
	確保の内容 (か所)	1	1	1	1	1
実績値		239	198	205	174	－

乳児家庭全戸訪問事業について、見込みに収まる利用量となっています。

■養育支援訪問事業

(延べ人数)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値	量の見込み	78	78	78	79	80
	確保の内容 (か所)	2	2	2	2	2
実績値		35	26	17	17	－

養育支援訪問事業について、見込みに収まる利用量となっています。

■利用者支援事業

(か所)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保の内容	2	2	2	2	2
実績値		3	3	3	3	3

利用者支援事業は、3か所で実施をしました。

5. 現状・課題のまとめと今後の方向性

課題1:保育を必要とする児童に対する適切なサービスの提供

愛荘町の現状として、小学生以下の人口は毎年減少傾向にありますが、それに反して保育所及び学童保育所の入所ニーズは高い状態が続いています。そのことから受け入れ体制を整備するため、平成 28 年度に町立つくし保育園を改修し、定員を 30 名拡大しました。そのため、一旦待機児童は解消されましたが、その後毎年 10 人前後の待機児童が発生しています。また、学童保育所においても、愛知川地区において待機児童が発生したことから、平成 29 年 4 月に新たにデイサービスセンターやすらぎ内に学童保育所を開所しました。更に平成 31 年 4 月にはうぽール秦荘けんこうプール内にスポーツ学童保育所を開所しています。

しかし、令和元年 10 月に実施された幼児教育・保育の無償化や女性の社会進出に伴い、さらに保育ニーズが増加する可能性があり、今後愛荘町における状況を十分勘案し、受け入れ体制をどのように構築していくのが課題です。

課題2:子ども・子育てに対するきめ細かな対応

子育て世帯の中には、転入により新しく愛荘町に越してきた世帯も多く、周囲に知り合いがない方や、核家族化の進行により、身近に子育ての不安や悩みを相談できる支援者がいないなど孤立感を感じておられます。そういった親子を支えるため、愛荘町では、親子が気軽に集える場として子育て支援センターを3か所開設しました。

また、子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期を通じて子どもの成長に寄り添った切れ目のない支援を行なっています。

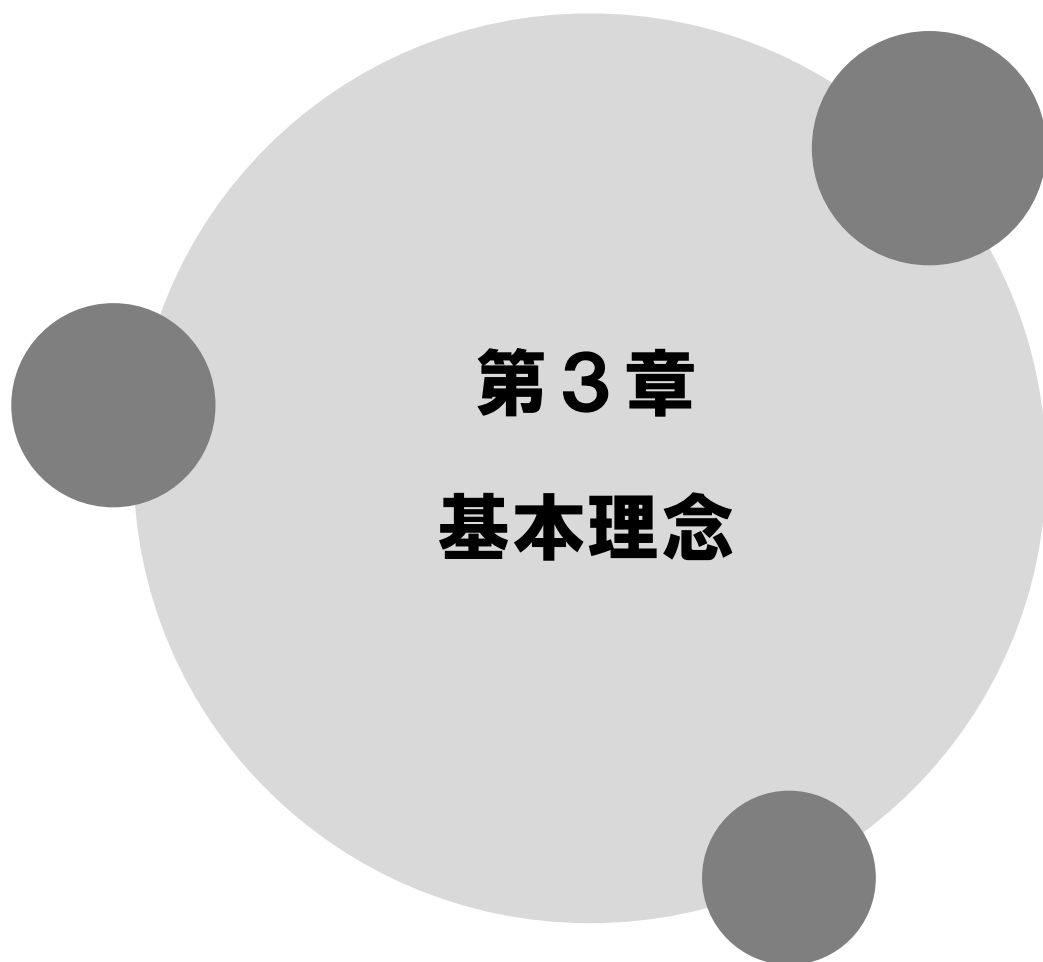
今後も引き続き、子どもと子育て世帯に対するきめ細かな対応が必要です。

課題3:様々な状況の家庭に対する支援

子育て家庭の中には、様々な困難を抱えている家庭があります。ひとり親家庭のうち特に母子家庭の経済的困窮問題は全国的な課題であり、親から子への貧困の連鎖を断ち切るための支援が必要となっています。現在学習支援事業を実施し、学力の向上だけでなく、居場所づくり、相談対応を行なっています。

また、健診や学校、園生活の中で支援の必要と思われる子どもを早期に発見し、障がいサービス等の支援や発達相談につなげるなど、関係機関の連携を強化する必要があります。

愛荘町においては、平成 21 年度に「要保護児童対策地域協議会」を設置し、児童虐待の予防、児童虐待の早期発見、早期支援に取り組んできましたが、児童虐待の疑いのある家庭が抱える課題が複合化、複雑化しており、関係機関の連携がより一層重要です。



第3章

基本理念

1. 愛荘町の目指す子ども像と子育てのかたち

前回計画では、まち全体に希望と笑顔があふれることで、子どもたちがさらにキラキラと、元気いっぱい成長できる愛荘町を目指すために、「ふれ愛 ささえ愛 そだち愛 子どもが、親が、地域が育つ希望と笑顔がいっぱいのまちづくり」という目指す子ども像を掲げていました。これは、子どもを主役におきながら、保護者、住民、行政、企業など、あらゆる人々がそれぞれの立場で子どもと関わり、子育てに参画することを通じ、まち全体で「ふれ愛」「ささえ愛」「そだち愛」の3つの愛を育てていくことを、子ども・子育て支援の目的とするものです。

本計画は、前回計画の考え方を継承する計画であるため、引き続き、この目指す子ども像を愛荘町の子ども・子育て支援の目的として掲げます。

◆愛荘町の目指す子ども像

ふれ愛 ささえ愛 そだち愛

**子どもが、親が、地域が育つ
希望と笑顔がいっぱいのまちづくり**

子どもたちが元気いっぱい、すくすくと育つためには、家庭をはじめとするたくさんの人々の協力が必要です。家庭における保護者の子育て力を高めていながら、地域の人々、行政や企業等の町内の関連機関も主体的に子育てを行ったり、支援をしたりすることで、互いにたくさんのことを学び、まち全体が子育てによって成長していくことを目指します。



2. 計画の基本目標

本計画では、計画の理念を達成するため、以下の4つの基本目標とそれぞれの目標で取り組む基本施策を掲げます。

基本目標Ⅰ 教育・保育サービスを充実します

- ・ 待機児童の解消
- ・ 各施設の調整やサービスの提供
- ・ 質の高い教育・保育の提供

基本目標Ⅱ 地域の子育てを応援します

- ・ 社会全体で子育てを支援
- ・ 地域における子育て支援のしくみづくり
- ・ 特別な支援の推進
- ・ 総合的な子育て環境の向上
- ・ 地域の安全環境の向上

基本目標Ⅲ 親子の健やかな育ちを支援します

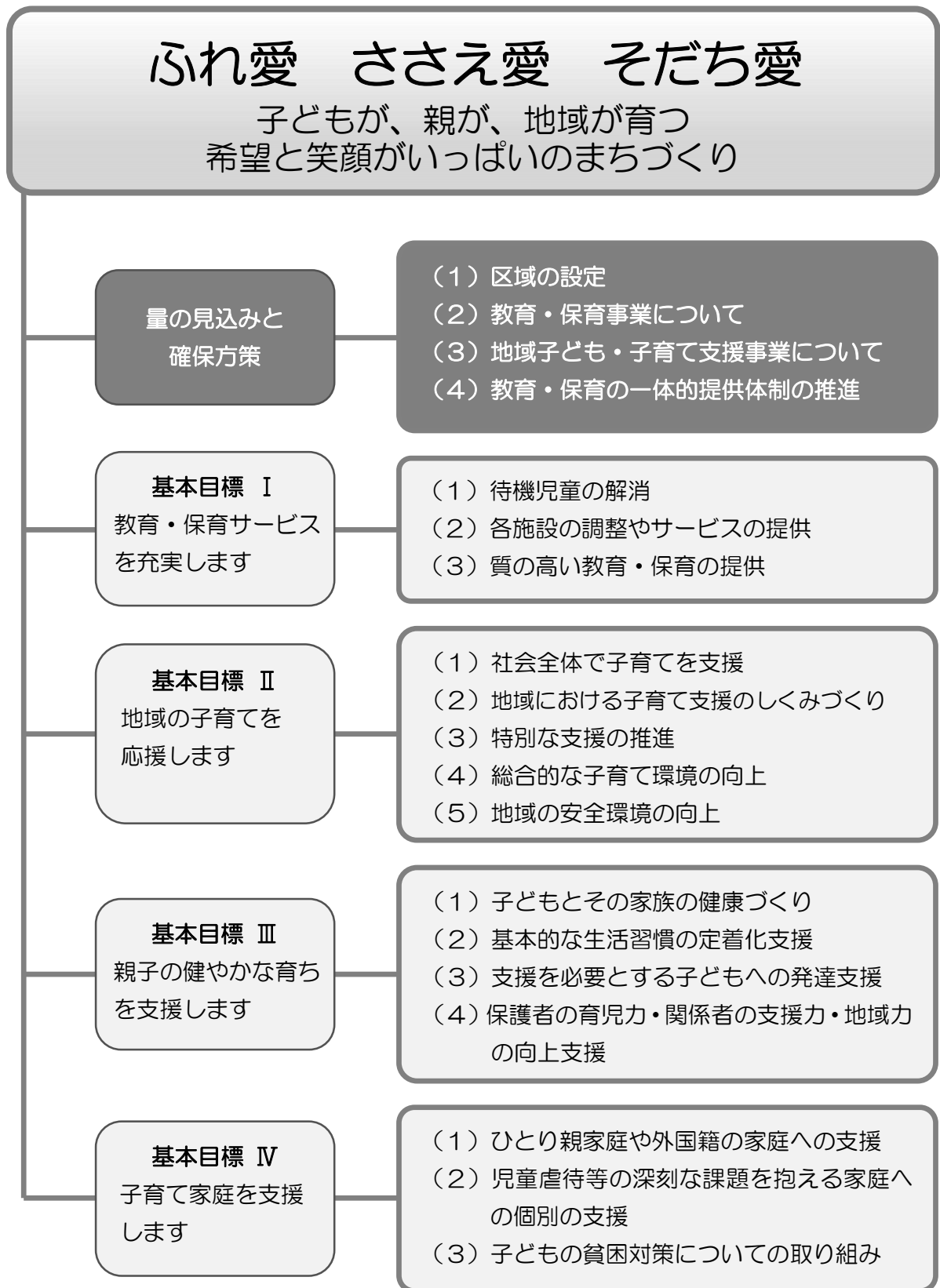
- ・ 子どもとその家族の健康づくり
- ・ 基本的な生活習慣の定着化支援
- ・ 支援を必要とする子どもへの発達支援
- ・ 保護者の育児力・関係者の支援力・地域力の向上支援

基本目標Ⅳ 子育て家庭を支援します

- ・ ひとり親家庭や外国籍の家庭への支援
- ・ 児童虐待等の深刻な課題を抱える家庭への個別の支援
- ・ 子どもの貧困対策についての取り組み



3. 計画の体系





第4章

施策の展開

量の見込みと確保方策

(1) 区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。教育・保育提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

愛荘町においては、前回計画より効率的な資源の活用を可能とし、町内二区を柔軟に吸収、またそれに応じた対応ができるよう、教育・保育提供区域を1圏域（全町）としており、本計画においても、引き続き1圏域での教育・保育提供を行います。

(2) 教育・保育事業について

愛荘町では、ニーズ調査の実施結果と町の状況を踏まえて「量の見込み」を決定し、それに対応するための「確保の方策」を以下のように設定します。

■ 認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号	3－5歳、保育の必要性なし	幼稚園、認定こども園
2号	3－5歳、保育の必要性あり	保育園、認定こども園
3号	0－2歳、保育の必要性あり	保育園、認定こども園、地域型保育事業

※広域利用を含みます。

■教育の量の見込みと確保の方策

	単位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	人	385	331	318	289	282	270
②確保の方策	人	(実績値)	331	318	289	282	270
②-①	人	-	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○教育の定員数については、令和元年度現在、500名（公立幼稚園2園）の提供体制があります。今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できるものとします。

■保育（2号認定）の量の見込みと確保の方策

	単位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	人	318	320	308	280	273	262
②確保の方策	人	(実績値)	320	308	280	273	262
②-①	人	-	0	0	0	0	0

■保育（3号認定：1、2歳）の量の見込みと確保の方策

	単位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	人	164	176	166	167	166	165
②確保の方策	人	(実績値)	176	166	167	166	165
②-①	人	-	0	0	0	0	0

■保育（3号認定：0歳）の量の見込みと確保の方策

	単位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	人	15	18	15	12	15	15
②確保の方策	人	(実績値)	18	15	12	15	15
②-①	人	-	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○保育の定員数については、令和元年度現在、460名（公立保育園1園、私立保育園5園）の提供体制があります。令和2年度及び3年度は定員数を超える利用見込みがありますが、令和4年度以降は定員数を下回る利用見込みであるため、弾力運用により受け入れを行います。令和4年度からは見込み量に対する提供体制は十分に確保できるものとします。

(3) 地域子ども・子育て支援事業について

■延長保育事業の量の見込みと確保の方策

	単位	平成 30 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	人	440	398	380	362	360	356
②確保の方策	人	(実績値)	398	380	362	360	356
②-①	人	-	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○延長保育事業については、令和元年度現在、町内保育園全園で実施しています。今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できるものとします。

■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みと確保の方策

	単位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	1年生	低学年 168 高学年 38 (実績値)	61	63	66	68	71
	2年生		65	67	69	72	75
	3年生		61	63	66	68	71
	4年生		14	15	15	15	16
	5年生		12	13	13	14	14
	6年生		14	14	15	15	16
	合計		227	235	244	252	261
②確保の方策	人		227	235	244	252	261
②-①	人	-	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、令和元年度現在、6か所で実施しています。最大定員数は272名のため、今後利用希望者が増加することを想定した体制づくりも検討する必要があります。

■ショートステイ（子育て短期支援事業）の量の見込みと確保の方策

	単位	平成 30 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	人/年	2	55	53	55	55	55
②確保の方策	人/年	(実績値)	55	53	55	55	55
②-①	人/年	-	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○ショートステイ（子育て短期支援事業）については、1事業者に委託し実施しています。実際の利用者数は少ないですが、緊急時のセーフティネットとして、保護者のニーズに対応できる提供体制を引き続き確保していきます。

■子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）の量の見込みと確保の方策

	単位	平成 30 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	人/年	26,202	22,408	22,011	21,772	21,613	21,375
②確保の方策	人/年	(実績値)	22,408	22,011	21,772	21,613	21,375
②-①	人/年	-	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）については、令和元年度現在、3か所で実施しています。今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できるものとします。

■保育所等での一時預かり事業の量の見込みと確保の方策

	単位	平成 30 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	人/年	401	337	313	288	287	284
②確保の方策	人/年	(実績値)	337	313	288	287	284
②-①	人/年	-	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○保育所等での一時預かり事業については、令和元年度現在、町内保育園5園で実施しています。今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できるものとします。

■病児・病後児保育事業の量の見込みと確保の方策

	単位	平成 30 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	人/年	9	34	32	31	31	30
②確保の方策	人/年	(実績値)	34	32	31	31	30
②-①	人/年	-	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○病児・病後児保育事業については、湖東定住自立圏域で実施しています。今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できるものとします。

■ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)の量の見込みと確保の方策

	単位	平成 30 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	人/年	7	9	9	9	8	7
②確保の方策	人/年	(実績値)	9	9	9	8	7
②-①	人/年	-	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○ファミリー・サポート・センター事業については、湖東定住自立圏域で実施しています。
今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できるものとします。

■妊婦健診事業の量の見込みと確保の方策

	単位	平成 30 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	人	205	185	183	182	180	177
②確保の方策	人	(実績値)	185	183	182	180	177
②-①	人	-	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○妊婦健診事業については、全国の医療機関での受診を対象に助成を行います。今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できるものとします。

■乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保の方策

	単位	平成 30 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	人	174	185	183	182	180	177
②確保の方策	人	(実績値)	185	183	182	180	177
②-①	人	-	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○乳児家庭全戸訪問事業については、見込み量に対する提供体制は十分に確保できるものとします。

■養育支援訪問事業の量の見込みと確保の方策

	単位	平成 30 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	世帯	17	80	80	80	80	80
②確保の方策	世帯	(実績値)	80	80	80	80	80
②-①	世帯	-	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○養育支援訪問事業については、家事支援や相談事業について、町とNPO法人で実施します。今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できるものとします。

■利用者支援事業の量の見込みと確保の方策

	単位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	か所	3	3	3	3	3	3
②確保の方策	か所	(実績値)	3	3	3	3	3
②-①	か所	-	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○利用者支援事業については、引き続き町内3か所で実施します。

■実費徴収に係る補足給付を行う事業について

提供体制、確保策の考え方

○子どもが幼児教育・保育を受けた場合において、保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用や給食費（副食材料費）等について、世帯所得の状況等を勘案して、その一部を助成する事業です。国の状況をみながら必要に応じて適切に対応するため、検討していきます。

■多様な事業者の参入促進事業・能力活用事業について

提供体制、確保策の考え方

○市町村が、教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者に対して、事業経験のある者を活用して、巡回支援等を行う事業です。必要に応じて事業実施について検討していきます。

○健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園に対して、職員の加配に必要な人件費の一部を助成する事業です。必要に応じて事業実施について検討していきます。

(4) 教育・保育の一体的提供体制の推進

愛荘町において幼保連携の体制を推進していくため、今後は、認定こども園の設置に向けて子ども・子育て会議を中心に保護者の意向を踏まえて検討を行っていくとともに、認定こども園へ移行を希望する保育園からの相談に対し、適切な助言を行います。また保育所、幼稚園に関わらず、小学校入学に向けてスムーズに小学校との連携ができるよう、就学前教育の充実に努めます。

さらに、「新・放課後子ども総合プラン」では、放課後児童健全育成事業と放課後子供教室の一体的な実施の推進を求めている、これについても今後検討をしていきます。

■教育・保育の一体的提供体制の推進に係る施策について

施 策	内 容	取組主体
保育士、教職員への支援	保育所、幼稚園、小中学校における保育士、教職員への支援として、専門的人材の配置や研修機会の充実、専門機関による指導・助言などを進めます。	子ども支援課 教育振興課 健康推進課
教育・保育の一体的提供	乳幼児期の発達教育が人格形成を養う重要な時期でもあり、幼稚園、保育所が連携し、それぞれの機能を生かし質の高い教育・保育を実施します。	子ども支援課 教育振興課
就学前教育の充実	就学前教育協議会において、小学校教育と接続を円滑に行うため、保育所や幼稚園が編成する保育課程や教育課程に相当する総合的なカリキュラムを作成し、就学前教育の充実に向けた取り組みを進めます。	教育振興課 幼稚園 保育所
放課後児童健全育成事業と放課後子供教室の一体的な実施	「放課後子供教室」の実施及び、学童保育との一体的な実施について、町民のニーズを踏まえながら検討を行います。	子ども支援課 教育振興課

基本目標Ⅰ 教育・保育サービスを充実します

● 現状 ●

愛荘町においては、宅地開発による若い世帯の転入が多く、平成 26 年度をピークに、多少の増減はありますが、概ね減少傾向で人口が推移しています。また、近年は出生数についても減少傾向です。しかしながら、保育所の入所希望者は減少せず、特に低年齢児の入所希望が多く、0 歳から 2 歳児において待機児童がみられます。保育所の待機児童についても、平成 28 年度に一旦の解消をみましたが、その後も微増の状態が続いています。

学童保育所についても、待機児童対策として平成 29 年度に 1 か所、平成 31 年度に学童保育所の中で体操教室と水泳教室を行うスポーツ学童保育所を開設し、現在 6 か所を運営しています。

● 課題 ●

就学前の児童数は減少傾向にあるものの、女性の就業が増えていることや、また令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、今後保育ニーズはますます増えてくると考えられます。

それらに加えて、小規模ながら町内各地において宅地開発も予定されており、その動向も注視しながら入所見込みをたてる必要があります。公立の 2 幼稚園では、平成 27 年度から 3 年保育を実施してきましたが、定員に満たない状況で、保育所と合わせて幼稚園も定員等の検討が必要な課題となっています。

また、全国的にみる保育士不足は愛荘町でも同じ状況で、保育士の確保と安定的な就業を目指すことも重要な課題です。

平成 29 年に改訂された「保育所保育指針」や「幼稚園教育要領」の内容が共通化されました。その中に明記されている「3 つの柱」と「幼児期までに育てほしい 10 の姿」に基づき、質の高い保育・教育の提供ができるよう努めていきます。

保育所の待機児童についても、保育士の確保に努め、解消につなげていきたいと考えています。

また、学童保育所も現在は必要量を確保できていますが、就学前の児童に対するアンケートでは、小学 1 から 3 年生の間は約 44.8%が学童保育所を利用したいと回答しており、今後増加する学童保育所のニーズに合わせて整備をする必要があります。

● 具体的な取り組み ●

①待機児童の解消

保育士の確保を基本として、保育の提供と教育の提供について総合的に検討します。

重 点 施 策

○ 待機児童の解消（保育所・学童保育所）

保育所の入所希望児童は0歳から2歳の低年齢児が多く、特に育児休業期間を満了した2歳の待機児童が多い状況となっています。また、保育所利用者が増加していることから、小学校就学後の学童保育所においても待機児童が発生しやすくなっています。保育所入所枠の拡大を含め、保育士・支援員の確保と保育士・支援員が働き続けやすい環境やしくみづくりにつながる支援を行っていくことにより、待機児童の解消に取り組みます。

○ 学童保育所の整備と充実

現在6つの学童保育所を設置し、運営を行っていますが、今後児童数の推移と女性の就業率の上昇により、入所児童の増加が見込まれます。すべての入所希望児童に対応するために、施設的环境整備を行うとともに延長保育や休日保育等多様なサービスの充実に努めます。

【その他の施策】

施 策	内 容	取組主体
多様な保育・教育サービスの検討	認定こども園についての方向性を検討していきます。	子ども支援課 教育振興課

②各施設の調整やサービスの提供

多様なニーズに対応できるサービスの提供に努めます。

重 点 施 策

○ 保育・教育の充実

核家族化の進行や女性の社会進出、雇用や勤務形態の変化による保護者のニーズに合わせて、保育所や幼稚園において延長保育や一時預かり、病児・病後児保育等の多様なサービスの提供に努めます。

【その他の施策】

施 策	内 容	取組主体
保育所・幼稚園の利用調整	保育所・幼稚園の入所申込者について丁寧な聞き取りを行い、保育コーディネーター（利用者支援事業）を活用し利用調整を行います。また子育て家庭のニーズに応じた地域支援につなぎます。	子ども支援課 教育振興課 幼稚園 保育所
子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	子育てのための施設等の利用給付の実施にあたっては、公正かつ適切な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性を勘案しつつ、給付方法の検討を行います。	子ども支援課
保育・教育における障がい児の受け入れの充実	保育・教育における障がい児の受け入れについて、必要な人的体制と施設整備、関係機関との連携を進めます。	子ども支援課 保育所 教育振興課 幼稚園・学校 健康推進課

③質の高い教育・保育の提供

乳幼児期から学童期にかけては、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期です。各施設が連携のもと、質の高いサービスの提供に努めます。

重点施策

○ 保育・教育の質の向上

すべての子どもたちに質の高い教育・保育を提供できるように保育士・教諭・学童支援員の研修会の充実に努めます。また、健康な体と豊かな心を育みながら、命を大切に、自己肯定感を高め「生きる力」を養うため、小学校と家庭や地域が連携しながら、教育環境の向上に努めます。

○ 基礎学力の向上

確かな学力と読み解く力の育成を目指し学習習慣の確立、「志の教育」を推進します。また、「減(げん)メディア・親(しん)読書」運動による学びの環境づくりを行います。

【その他の施策】

施策	内容	取組主体
「学校評議員」による学校づくりの推進	「学校評議員」により、地域の声や地域の力をもとに、開かれた学校づくりを推進するとともに、学校施設の地域への開放を進めます。	教育振興課 学校
学校教育施設的环境整備	人口の推移を見極めた教育施設の整備、施設の活用や長寿命化を行い、施設の耐久化を高め、様々な学習活動、学習形態が可能となる施設環境の提供を図ります。	教育振興課 経営戦略課
保幼小連携接続カリキュラムの策定・運営	保育所・幼稚園・小学校や関係団体との連携を深めながら、「保幼小連携接続カリキュラム」を策定し運営することで、町全体で保幼小連携を推進します。	教育振興課 幼稚園 保育所
ふるさと教育の推進	子どもの郷土愛を育むために、愛荘町の地域資源（伝統行事・自然・地域コミュニティなど）に触れる教育・保育を推進します。	教育振興課 生涯学習課 歴史文化博物館
国際理解教育の推進	外国語教育や異文化体験等、国際理解に対する教育を行い、グローバル化に対応できる人材の育成に努めます。	教育振興課 まちづくり協働課

基本目標Ⅱ 地域の子育てを応援します

● 現状 ●

愛荘町では、急激な少子化はみられないものの、都市部と同じように核家族化、国際化がみられ、情報過多による悩みも増え、地域の子育て力の低下から、周りに支援者や相談者がおらず孤立化している親子もみられます。こうした中、愛荘町では、子育て支援拠点施設として、3か所の子育て支援センターを運営しています。3センターではそれぞれの特色を活かし、就学前の子ども同士の交流の場、保護者同士の交流の場として利用しています。

子育て支援施設の利用状況と今後の利用意向についてのアンケート結果については、利用しているが平均で15.3%、利用したいが19.9%となっています。

● 課題 ●

愛荘町では、子育て支援拠点施設をはじめ、保育所や幼稚園での催しなどを通じて子ども同士のつながりの場、親同士のつながりの場の提供を行ってきました。

アンケートの中でも愛荘町の子育て支援事業の認知度、利用状況等では、「知っている」項目で、子育て支援センター「あいつ子」が81.7%と多く、次いで保健センターの離乳食教室や健診となっています。あまり高い数値を示していませんが、これは出生数の減少と、女性の就労の増加、出産後すぐに職場復帰を希望する人が増えたためだと考えられます。

情報提供では、ホームページや広報紙に加え、今後は新たなツールによる情報提供の方法を検討することが必要です。

また子育てには地域の方々の協力が欠かせません。現在ボランティアに来ていただいています、固定化と高齢化が課題の一つとなっています。今後は、新たなボランティアの参加が望まれます。地域全体で子どもを育てる、地域に見守られているという安心感を持って子育てに取り組むしくみづくりが必要だと考えています。

● 具体的な取り組み ●

①社会全体で子育てを支援

子育て中の家庭だけではなく、地域や事業所を含めた社会全体で子育て支援を行います。

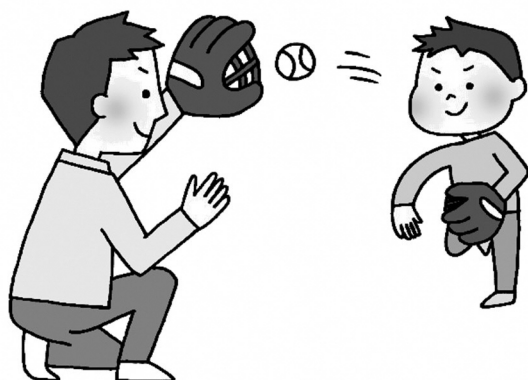
重点施策

○ 地域や社会全体で子育てを支援

安心して子どもを育てていくためには、身近な地域における関わりの中で、子育てについての助言や相談ができる環境が必要です。子育ての孤立化を防ぐために、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報ツールとなるホームページや子育て支援サイトの充実を図ります。その他にも新たなツールの活用について検討を進めます。

【その他の施策】

施策	内容	取組主体
地域子育て支援拠点事業の充実	子育てについての悩みや困りごとの個別相談を受け、子育て講座の開催や保護者同士の交流の場の提供により、子育て親育ちへの支援を行います。	子育て支援センター 社会福祉協議会
ワーク・ライフ・バランスの推進	「愛荘町男女共同参画推進計画」に基づき、積極的に男女共同参画を進めます。また、仕事と育児の両立に関する意識啓発を進めるとともに、事業主や労働者に対し各種制度の広報や多様な就労形態が進むよう啓発を行います。	まちづくり協働課 農林商工課 商工会
男性の子育てへの参画	男性の積極的な子育てを促進します。	子ども支援課 まちづくり協働課



②地域における子育て支援のしくみづくり

子育てには、地域の支援が欠かせません。地域力の低下もみられる中、現代にあった子育て支援のしくみづくりを行います。

重点施策

○ ボランティアの育成

子育てボランティアの固定化や高齢化がみられます。新しい方にボランティアに興味を持ってもらうために活動への支援や、人材確保を推進します。また、地域とともに築く学校づくりの一環として、学校支援ボランティアの確保・育成と有効活用についても取り組みを進めます。

○ 地域による子育てのしくみづくり

身近な地域の力を活用し、安心して子育てができるしくみづくりを構築していきます。地域文化の伝承を含め、世代間交流や高齢者の力を子育て支援に活かします。

【その他の施策】

施策	内容	取組主体
高齢者の子育て支援への参加促進	地域の高齢者に、保育所や幼稚園、小学校の行事に参加してもらい、子どもとの交流ができるように努めます。	教育振興課 幼稚園 保育所
民生児童委員（主任児童委員）の活動の充実	子育て世帯にとって、身近な相談相手となる民生児童委員（主任児童委員）による希望家庭への訪問を実施します。また、研修機会や行政、社会福祉協議会との連携体制を強化し、活動充実のための支援を進めます。	子ども支援課 健康推進課 福祉課
地域教育協議会の開催による地域の教育力の向上	地域教育協議会の支援により、地域の教育力の向上を図ります。	生涯学習課

③特別な支援の推進

子育て家庭が必要としている支援を必要な家庭に届くように広く周知し、支援を行います。

重点施策

○ 早期支援

支援を必要とする子どもとその家庭の早期発見と、子どもが地域の一員として育つことができるように障がいへの理解と正しい知識の普及に努めます。また、必要な支援が必要な家庭に届くように関係機関との連携を図ります。

○ 子どもの成長過程に寄り添う一貫した支援

保護者だけでなく子ども自身においても、様々な悩みを抱えて相談ができない状態もあります。身近な学校や児童相談所、専門相談員・専門の医師との連携による相談支援体制を充実し、スクールカウンセラーの配置の強化を図っていきます。あわせてケースの発見から支援までを導く体制を強化します。また、教職員の意識や専門性の向上を図るため、臨床心理士による巡回訪問・助言を行います。

【その他の施策】

施策	内容	取組主体
子育ての悩み相談体制の充実	子育てに関する様々な悩みや問題を抱えている保護者の相談窓口体制の充実に努めるとともに、関係機関の連携強化を図り専門性の向上に努めます。また他の相談機関についても情報提供します。	子ども支援課 子育て支援センター
子ども・若者相談の推進	少年指導センターにおいて、県や専門的人材とも連携しながら、支援コーディネーターを中心に、子ども・若者の相談支援体制を充実します。	生涯学習課
各種在宅サービスの充実とサービスの周知	自立支援給付による各種サービスの提供基盤の確保とサービスの周知に努めます。	福祉課

④総合的な子育て環境の向上

すべての年代の子どもにおいて、健やかな育ちを保证するための環境を整備し、提供します。

重点施策

○ 子育てに関する不安の解消

子育て中の親の様々な不安解消や保護者同士の仲間づくりを支援します。子育て講座や研修会を開催し、発達段階に応じた子どもとの関わりや考え方、問題解決能力を身につけ、安心して子育てできるように努めます。

【その他の施策】

施策	内容	取組主体
未就園児交流事業の実施	未就園児を対象に、保育所や幼稚園の開放や、子育て支援センター、幼稚園、保育所における交流支援事業を充実します。	子ども支援課 子育て支援センター 保育所 教育振興課 幼稚園 学校 社会福祉協議会
子ども同士の交流の開催や課外活動・体験活動の推進	子ども会や地域における子ども同士の交流の機会や、福祉体験や職業体験、自然体験を推進します。	生涯学習課 社会福祉協議会
本に親しむ機会の提供と図書館機能の充実	まちじゅう読書の宣言により、読み聞かせやおはなし会などの機会の提供と、絵本をはじめとする児童書を通じた親子のコミュニケーションが図れるサービスの充実に努めます。また子育てに関する参考資料のコーナーを設置し、利用促進に努めます。	図書館
ファミリー・サポート・センターや預かり活動の充実	湖東定住自立圏事業として彦根、愛知、犬上郡で実施している、ファミリー・サポート・センターの会員の増加と利用促進を図るための情報提供を行います。 また、シルバー人材センターの預かり活動「シル婆や」の周知を図ります。	子ども支援課 ファミリー・サポート・センター

⑤地域の安全環境の向上

子ども達が安心・安全で過ごすことができるよう環境を整備します。

重点施策

○ 施設等の子育て環境の整備

子ども達が安心・安全に通園や通学、園外での散歩などができるように、道路の整備、歩道の設置や危険箇所（河川ため池等）の整備、交通安全施設の設置を行います。その他関係機関との連携により防犯対策を進めます。

【その他の施策】

施 策	内 容	取組主体
子どもと保護者に対する交通安全教室や防犯教室の実施	子どもや保護者を対象に交通安全教室や防犯教室を実施します。	くらし安全環境課 建設・下水道課 教育振興課
「安全・安心歩行エリア」の指定と道路等の整備	「通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関と連携し、通学路（歩道等）を「安全・安心歩行エリア」としてスクールゾーンを重点的に整備していきます。また、未就学児が集団で移動する際、安全を確保できる「キッズゾーン」の整備について、先行して実施している自治体の事例を見ながら検討します。	くらし安全環境課 教育振興課 建設・下水道課
防犯対策の徹底と危機管理マニュアルの点検	保育所、幼稚園、学校において防犯対策を徹底するとともに、危機管理マニュアルの点検を図ります。また、道路環境においては、街路灯・防犯灯の設置を進めます。	子ども支援課 教育振興課 幼稚園 保育所 くらし安全環境課 建設・下水道課
地域防犯体制の強化や子ども安全リーダーの活動支援	子どもを隣近所で見守る地域防犯体制の強化を図り、自治会等への参加・協力を求めます。そのリーダーとなる子ども安全リーダー等の活動を支援します。また「110 番の家」の設置促進に努めます。	くらし安全環境課 教育振興課 自治会
不審者情報等の把握や情報提供と防犯ブザーの活用	不審者情報などの把握や保護者、子どもへの情報提供を警察との連携によって図ります。また防犯ブザー「愛ぼうくん」の活用と地域住民への周知を図ります。	くらし安全環境課 教育振興課

施 策	内 容	取組主体
子どもや妊婦に配慮した防災意識の啓発	子どもや妊婦のいる家庭に対して防災知識の向上を図るとともに、地域において各家庭に配慮した防災対策の啓発に努めます。	くらし安全環境課



基本目標Ⅲ 親子の健やかな育ちを支援します

● 現状 ●

平成 27 年度に子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から出産、育児と切れ目ない支援と母子保健事業の充実、児童・生徒の健康な成長発達の支援、総合的・包括的な相談や支援体制を整備し、育児不安の軽減と健やかな子育てができる地域づくりに取り組んでいます。

また、発達支援を必要とする子どもへの継続的な発達相談や療育教室、その保護者や支援者への支援等を行い、子育てに見通しが持て、地域全体で子育てが応援できるよう事業展開しています。

● 課題 ●

核家族化の進行に加え、転入等により土地勘や顔見知りの人がない中での子育ては、気軽に心配事を相談する人がなく、孤立した子育てを余儀なくされ、育児不安に陥りやすい環境となっています。

また、子どもの頃からの生活習慣の乱れによる肥満やむし歯保有児の増加、偏食、集中力の低下等が見受けられ、スマートフォンやYouTube等バーチャルの世界を楽しむ機会が増えたことによる経験不足、他者との関係性を築けない子どもとその保護者の増加が課題となってきています。



● 具体的な取り組み ●

①子どもとその家族の健康づくり

妊娠期からの各種健診をはじめ、健康に関する相談受付や情報提供、食育の推進等により、子どもたちの健康づくりを進めます。また、医療機関との連携をより充実し、安心して子どもが生み育てられる支援を行います。

重点施策

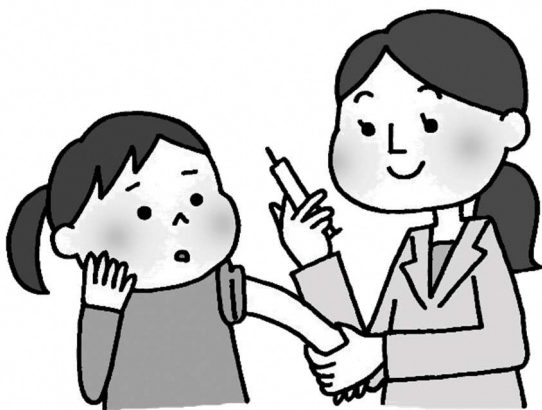
○ 妊娠期から子育て期の健康づくりの充実

妊娠中から母体の健康管理を行い、良好な出産ができるよう支援を行います。また、子どもの健全な成長発達を促すため、乳幼児健診や訪問事業、相談事業等の充実を図ります。

【その他の施策】

施策	内容	取組主体
妊産婦の適切な健康管理の支援	母子健康手帳の交付時に、妊娠期における健康指導を行い、妊婦健康診査の受診勧奨、様々な悩みや困りごと等の相談を受け、安心して安全に出産できるよう健康管理を支援します。また、「赤ちゃんイベントカレンダー」を用いて、妊娠期の教室や相談窓口等の周知を図ります。	健康推進課
妊産婦・新生児・乳幼児等訪問事業の充実	妊産婦・新生児・乳幼児等、支援を必要とする子どもやその家族の家庭を訪問し、個別に健康管理や発達支援を行い、子育てや生活全般に関する相談を受け、育児不安や子どもの健全な育ちを支援します。	健康推進課
特定不妊治療の助成	治療が長期にわたり高額となる不妊治療を助成します。	健康推進課
妊婦健診費用の助成	胎児の健やかな発育と妊婦自身の体調管理のために必要な健診の費用を助成します。	健康推進課
未熟児養育医療費の給付	2,000グラム以下で生まれた未熟児等の医療費の助成を行います。	健康推進課

施 策	内 容	取組主体
新生児聴覚検査費の助成	出産した医療機関で実施する新生児聴覚検査費用の一部を助成します。	健康推進課
産後ケア事業	出産直後の母親と子どもが一時的に産院でデイサービスやショートステイ（宿泊型）を利用し、母子の心身ケアや育児等の支援を行います。	健康推進課
小児救急医療体制の充実	彦根市、愛知・犬上4町事業とし、管内の総合病院の協力を得て、小児救急医療体制の充実を今後取り組みます。	健康推進課



②基本的な生活習慣の定着化支援

幼児期から規則正しい生活リズムや食習慣など、基本的な生活習慣を身につけて定着化できるよう、各機会を捉えて啓発、指導等を行います。

重点施策

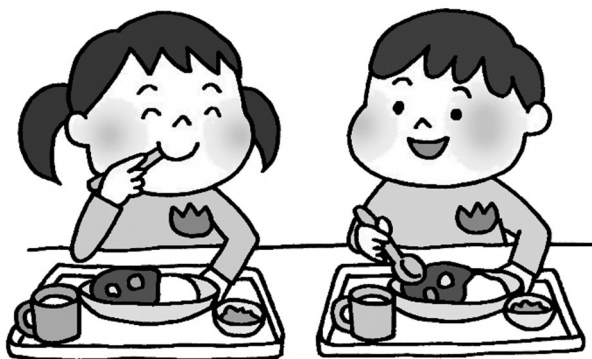
○ 食育の推進

食生活、食習慣は幼少期に形成されるため、子どものときから適切な生活リズムや規則正しい食生活を身につけることが重要です。そのため、「愛荘町食育推進計画」に基づき、食育の推進を図ります。

【その他の施策】

施策	内容	取組主体
基本的な生活習慣を身につけるための支援	適切な生活リズムや食習慣を身につけるため、乳幼児健診や親子教室等において保健指導を行います。	健康推進課
生活習慣改善に関する指導の強化	保護者や子どもに対して、生活習慣の改善や食生活の見直し等についての学習指導を推進します。	健康推進課 教育振興課
妊産婦と乳幼児の食育の推進	栄養のバランスを考え規則正しく食べることの大切さについての意識を高めるため、妊産婦への指導、離乳食指導、各種教室、栄養相談など、各機会を捉えて健康教育や保健指導を行います。	健康推進課 子育て支援センター
保育、教育における食育の推進	「早寝・早起き・朝ごはん」の運動を普及します。「愛荘町食育推進計画」に基づき、子どもの豊かな人間性を育む食育として、調理などの生活体験や農業体験などを通じ、食に関する多様な学習機会の提供と地産地消の推進に努めます。また、家庭の食育の大切さを保護者が理解し実践するよう啓発します。	保育所 幼稚園 学校 教育振興課 給食センター 農林振興課
児童・生徒の生活習慣等健康管理体制の強化	学校現場と連携により、児童・生徒の生活習慣、栄養、視力などの課題解決に取り組みます。	健康推進課 教育振興課 学校

施 策	内 容	取組主体
給食の食育機能の充実	給食について食育機能を充実するとともに、食物アレルギーなどの乳幼児、児童生徒への配慮を進めます。	給食センター 保育所 幼稚園 学校
歯と口の健康の推進	むし歯ゼロ作戦として5歳児からのフッ化物洗口を継続的に実施し、合わせて「噛む COME +10（プラステン）運動」を推進していきます。	健康推進課 教育振興課 保育所 幼稚園 学校



③支援を必要とする子どもへの発達支援

関係機関が情報共有できる体制を整え、乳幼児期から成人期まで途切れない支援に努めます。

また、発達特性や障がいのある子どもに対して、専門機関との連携を密にし、きめ細かな支援の充実に努めます。

重点施策

○ 発達特性や発達障がいのある子どもが生活しやすい環境づくり

発達特性や発達障がいのある子どもの理解や特性に応じた関わり・支援を、保護者をはじめ、その支援者や関係機関がより理解し、子どもが安心して生活できる環境づくりを図ります。

【その他の施策】

施 策	内 容	取組主体
発達相談・発達検査・心理相談の充実	子どもへの関わり方に悩む保護者や関係者に対し、必要に応じて本人への発達検査や観察を行い、子どもの特性、発達段階等を踏まえた関わりについて助言できる体制の充実に努めます。	健康推進課
校園巡回訪問相談事業の充実	子どもの理解を深め特性に応じた対応ができるよう、定期的に巡回訪問を行い、子どものよりよい支援について共通認識を図り、関係者が安心して支援ができる体制を整えます。	健康推進課
発達障がい外来の開設と相談体制の充実	愛知・犬上4町事業として実施している豊郷病院の発達障がい外来の開設を充実させ、発達特性を持つ子どもの早期発見、早期治療、適切な発達支援や相談体制の充実に努めます。	健康推進課
支援が必要な児童の総合的な支援体制の充実	サポートファイル等を活用し、支援の必要な子どもを乳幼児期から学童期へと連続して支援していけるよう、町、愛犬つくし教室、保育所、幼稚園、学校及び県などと連携し、総合的な支援体制の強化を図ります。	教育振興課 健康推進課 福祉課 子ども支援課
早期療育のための相談・支援体制の充実と専門機関との連携	心身の発達支援を必要とする子どもとその家族に対して、乳幼児期から成人期まで一貫した切れ目のない相談支援を行い、適切な療育等ができるよう、県、医療機関、療育機関など専門機関との連携を図ります。	健康推進課 福祉課

施 策	内 容	取組主体
早期療育体制の充実	心身の発達に支援を必要とする子どもの早期療育体制の充実とともに、その家族の精神的な支援等を行える相談支援体制や各種事業の充実に努めます。また、愛犬つくし教室での療育事業の充実・拡大や、障がい児相談支援事業所との連携を図ります。	健康推進課 福祉課
保育所・幼稚園・学校等の支援体制の充実	障がい児等、特別な支援が必要な子どもの受け入れを推進するとともに、関係機関との連携を図ります。	子ども支援課 教育振興課 幼稚園 保育所 学校
子どもの心のケア体制の充実	心のケアを必要とする子どもや児童・生徒に対し、専門職の相談事業の充実、学校や児童相談所、医師の連携による総合的な相談の場の確保に努めます。また、スクールカウンセラーの配置の強化を図ります。	教育振興課 子ども支援課 健康推進課
子どもの悩みやいじめなどについての対応	子どもの悩みや人間関係、いじめ、不登校の問題について対応できるよう、学校や電話での相談、ケースの発見から支援・解決までを導く体制を強化します。また、教職員の意識や専門性の向上を図るため、臨床心理士による巡回訪問・助言を行います。	教育振興課 健康推進課 子ども支援課
各種在宅サービスの充実とサービスの周知	自立支援給付による各種在宅サービスの提供基盤の確保とサービスの周知に努めます。	福祉課
外国籍の児童生徒への支援	在住外国籍児童生徒のため、教育現場における通訳等の支援者の配置を図るとともに、図書館において児童生徒の母国語の図書を充実させます。	教育振興課 図書館

④保護者の育児力・関係者の支援力・地域力の向上支援

子どもの健やかな成長発達を促すために、保護者や地域の支援者、発達支援を必要とする子どもを取り巻く関係者を対象に、育児に関する教室、研修会、講演会を開催し、育児力や支援力の向上を図ります。

また、地域全体で子育てが応援できるよう地域づくりを推進に努めます。

重点施策

○ 家族のスキル向上事業の推進及び地域力の向上支援

子どもの特性理解を深め、子育ての知識や方法を身につけ、健全な子育てができるように支援するペアレント・プログラム講座を開催するとともに、講座を実施できる支援者を養成し、地域全体で肯定的な子育て支援ができる地域づくりを行います。また、子育ての困難感が大きい家族に対しては、より専門的な育児力の向上支援を行います。

【その他の施策】

施 策	内 容	取組主体
保護者の育児力向上支援	乳幼児健診や発達相談等より、成長発達について支援を必要とする子どもや保護者に対し、親子教室を開催し、保護者の不安や悩みの軽減、具体的な関わりや生活等の育児を考え、保護者同士が子育てを通じて交流し互いに支えあえるよう支援します。	健康推進課
関係者の支援力向上支援	町内の関係機関が集まる発達支援連絡会議や校園巡回訪問相談事業、小学校に臨床心理士を派遣するスクールコンサルタント事業、職員向け研修会等を通して、子どもに関わる支援者が適切な支援ができるよう助言し、知識の普及を図ります。	健康推進課 教育振興課 保育所 幼稚園 学校
関係機関のネットワーク化	発達支援連絡会議等を開催し、町の発達支援課題の共有を行い、関係機関の連携強化に努めます。	健康推進課 教育振興課
発達障がいへの正しい理解の普及	発達障がいについての正しい理解の普及を進め、二次的障がいの発生を予防するとともに、教育現場において、園児や児童・生徒に対して、障がいに対する理解とノーマライゼーションの教育を進めます。	健康推進課 福祉課 教育振興課

基本目標Ⅳ 子育て家庭を支援します

● 現状 ●

全国の児童相談所に寄せられる児童虐待に関する相談件数は、年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっています。愛荘町での児童虐待の件数も全国と同様に増加傾向にあり、被虐待児の年齢をみると、就学前の児童が約半数を占め、主たる虐待者は実母が6割以上を占めています。これは、母親が大きな負担を抱えていること、乳幼児期に子育てに困難を抱えていることを示しています。

愛荘町では、子育ての不安や悩みに対応するため、子育てアドバイザーを配置するとともに、乳幼児健診や、学校、園での生活の中で子どもの異変に気づき、関係機関が連携して支援を行っています。また、保育所や幼稚園、小中学校の教諭を対象にした研修会も開催しています。

ひとり親家庭に対しては、その家庭が抱えている固有の悩みを受け止め、寄り添いながら相談に応じています。また、アンケートの中でも、とりわけ母子家庭において経済的に不安を抱えている家庭も多くみられます。

また愛荘町は、外国人の比率が高い町です。幼稚園や小学校では、外国籍の子どもが多数在籍しています。そのため、国際交流員を配置し、通訳だけでなく生活の相談や各種支援を行っています。学校では教育国際指導員の配置も行い、子どもたちへの様々な支援に努めています。

子どもの貧困については、令和元年度に子どもの貧困対策の推進に関する法律が一部改正され、総合的に貧困対策を推進することが明記されました。子どもの貧困について社会の認知が進んできましたが、ひとり親だけでなく、ふたり親世帯においても貧困に陥るケースが増加しており、多様な要因を抱える経済的に困難を抱える家庭に対しては、多方面からのアプローチを行い、対応しています。

● 課題 ●

現在支援を行っている家庭だけではなく、支援が必要でありながら相談に来られない家庭に対して、サービスや支援を広く周知し、必要な時期に必要なとする支援につなげることが重要です。

児童虐待については、社会の関心が高まってきましたが、支援につながっていない埋もれた虐待もあり、早期発見・早期対応が課題です。また、関係機関（警察・学校・医療機関等）は児童虐待への対応にあたり、それぞれの機関が持つ役割を果たすとともに、連携を強化することが重要です。

外国籍の子どもが、安心して幼稚園や学校に通い生活するためには、コミュニケーションや学習、生活習慣に対しての細かな支援が必要です。また、保護者に対しても就労支援や生活支援を行う必要があります。

子どもの貧困については、子どもの成長過程での部分的な支援だけではなく、ライフステージに応じて切れ目ない総合的な支援が必要です。また、ひとり親だけでなく低所得で生活が困難な状態にあるふたり親世帯についても、相談体制の充実と就労支援が必要です。

● 具体的な取り組み ●

①ひとり親家庭や外国籍の家庭への支援

ひとり親については、総合的な相談体制の整備と各種手当や制度の周知に努めます。外国籍の児童・生徒への適切な就学援助や就学情報の提供を行います。また、外国籍の保護者に対して簡易な表現を用いて相談や情報提供に努めます。

重点施策

○ ひとり親家庭への多様な相談対応の充実

愛荘町においては、ひとり親家庭の比率が多く、中でも母子家庭では子育てや経済面など様々な問題を抱えています。子育て支援だけに留まらず、それぞれの家庭が抱える、育児や家事、教育、就労、健康などの悩みや課題に対応できる相談窓口を充実するとともに、必要な支援に努めます。

○ 外国籍の子育て家庭に対する子育て情報の発信と相談窓口の充実

外国籍住民は、日常生活の習慣の違いや言葉の問題から、生活に必要な情報を得られにくく、育児においても不安や悩みを抱えがちになります。そこで、定住外国人支援員や教育現場における通訳などの支援員の配置を図り、多言語に対応できる窓口を充実するとともに、多言語に対応した情報の提供に努めます。

【その他の施策】

施策	内容	取組主体
ひとり親家庭等の自立支援に関する広報等の周知	児童扶養手当制度や福祉医療制度等の各種制度や就業に関する情報について、窓口や広報で周知を図ります。	子ども支援課 住民課 農林商工課
母子家庭等就業・自立支援センター事業の活用促進	県が行う母子家庭等就業・自立支援センター事業の活用を促進します。	子ども支援課
外国籍の児童・生徒への支援	日本語指導等が必要な外国籍の児童・生徒のために、初歩的・基礎的な生活の知識や日本語指導を行う教室を開催するなど、支援強化に努めます。	教育振興課
母語・母文化の尊重	外国籍の児童・生徒が、自身のルーツに誇りを持てるよう、学校等において様々な文化や価値観について学ぶ多文化教育を推進します。また、図書館において児童生徒の母国語の図書を充実させます。	教育振興課 図書館

②児童虐待等の深刻な課題を抱える家庭への個別の支援

虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童への早期対応・きめ細かな支援を行うため、関係機関等が連携を図り、児童と家庭への支援を行います。また、保護者の悩みに寄り添い、虐待の未然防止に努めます。

重点施策

○ 早期発見・早期支援

妊娠、出産、育児期の家庭では、産前産後の心身の不調や、子どもとの関わりの中で悩みを抱え支援を必要としている場合があります。そのような支援が必要な家庭に対し、早期に支援を行うため、母子手帳交付時の保健師の面談や、乳幼児健診時等において児童や家庭の把握に努め、必要な支援を行います。

また、子どもと接する機会の多い保育所、幼稚園、学校等においては、子どもや親の小さなサインを見逃さないよう努めます。

○ 相談体制の充実

家庭児童相談に対応する子育てアドバイザーを設置し、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進するとともに、虐待のリスクのある家庭に対して相談・支援を行います。

○ 子ども家庭総合支援拠点の整備

改正児童福祉法では、各市町村で子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子どもなどに関する相談全般から、通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問などによる継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う「子ども家庭総合支援拠点」の整備に努めなければならないと規定されました。

愛荘町においても、児童虐待の発生予防や支援を進めていくために、必要な職員の配置基準、設備について検討を行い、子ども家庭総合支援拠点の整備と適切な運営に努めます。

【その他の施策】

施策	内容	取組主体
児童虐待防止に関する啓発	児童虐待の発見・対応に関する地域全体の意識を高めるための様々な研修会・広報活動に取り組みます。また、オレンジリボン活動を推進し、児童虐待防止に関する啓発を進めます。	子ども支援課 教育振興課 人権政策課 生涯学習課 民生委員児童委員

施 策	内 容	取組主体
早期発見と通告のための関係機関への研修の実施	県発行の「子どもの虐待対応マニュアル」、「愛荘町児童虐待防止マニュアル」に基づき、関係機関や学校（園）へ研修を実施し、虐待の早期発見と通告のための研修を促進します。	子ども支援課
要保護児童対策地域協議会の活動強化	要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関との連携のもと、虐待防止ネットワークの拡充の活動強化を図り、虐待の早期発見、早期支援に努めます。転入・転出を機に要保護児童への支援が途切れることがないように、児童相談所や広域での連携を強化します。	子ども支援課 健康推進課 教育振興課 民生委員児童委員
DV 対策の推進	DV 対策を盛り込んだ「愛荘町男女共同参画推進計画」に基づき、近親者間で起こっている DV の早期発見が行える体制づくりや、DV 予防の啓発に努めます。	まちづくり協働課
養育支援訪問事業の実施	子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭、また虐待の恐れやリスクのある家庭に対し保健師や助産師、保育士等が訪問し、養育支援を行います。	子ども支援課 健康推進課
子育て短期支援事業の充実	保護者の疾病等により家庭において養育を受けることのできない児童に対し、児童養護施設等と連携し、保護者のニーズに対応できる体制を確保します。また、多胎の子を養育している家庭や養育支援が必要な家庭に対し、日中一時支援を行うことにより育児の負担軽減を行います。	子ども支援課



③子どもの貧困対策についての取り組み 子どもの貧困対策計画

【1】計画の策定の趣旨

国が実施した「平成 28 年国民生活基礎調査」では、我が国の 7 人に 1 人の子どもが相対的な貧困状態にあり、中でもひとり親世帯では 2 人に 1 人以上が貧困状態にあるという結果がでています。

このような家庭の状況が、子どもたちの生活や成長に影響を及ぼし、将来にわたって影響を受け、結果として貧困の連鎖につながってしまう可能性があります。

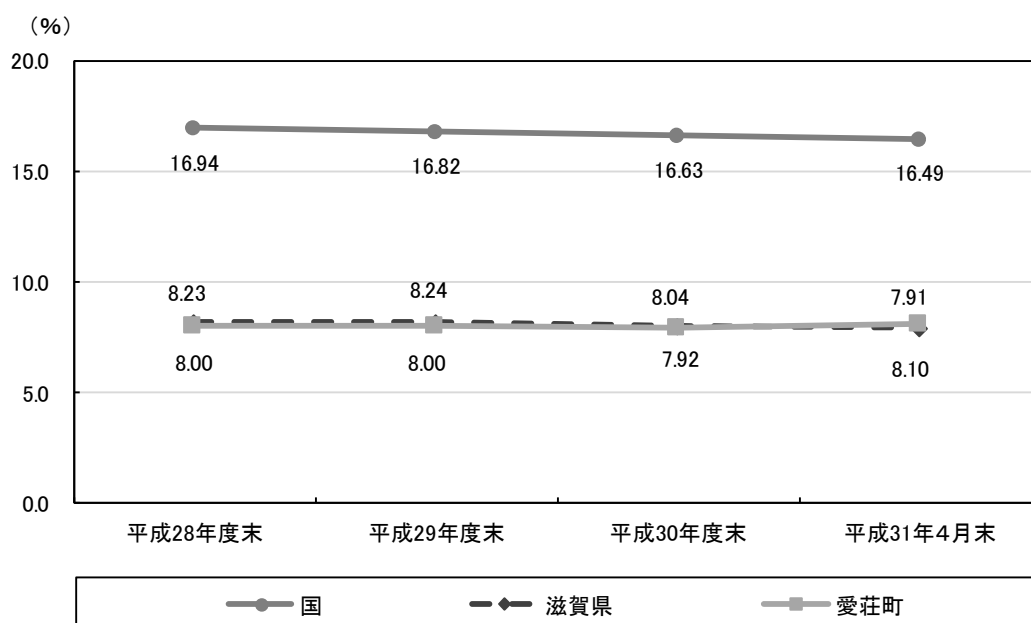
このことから、国において「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が令和元年 6 月 19 日に公布され、令和元年 9 月 7 日に施行されました。

この法律は、子どもの現在及び将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的としています。その推進の枠組みとして、市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が明記されました。

愛荘町では、地域の実情と子どもの貧困対策の意義を踏まえて、国の「子どもの貧困対策に関する大綱」及び県の計画である「淡海子ども・若者プラン」を勘案し、「愛荘町子どもの貧困対策計画」を「子ども・子育て支援事業計画」の取り組みの一つとして策定します。

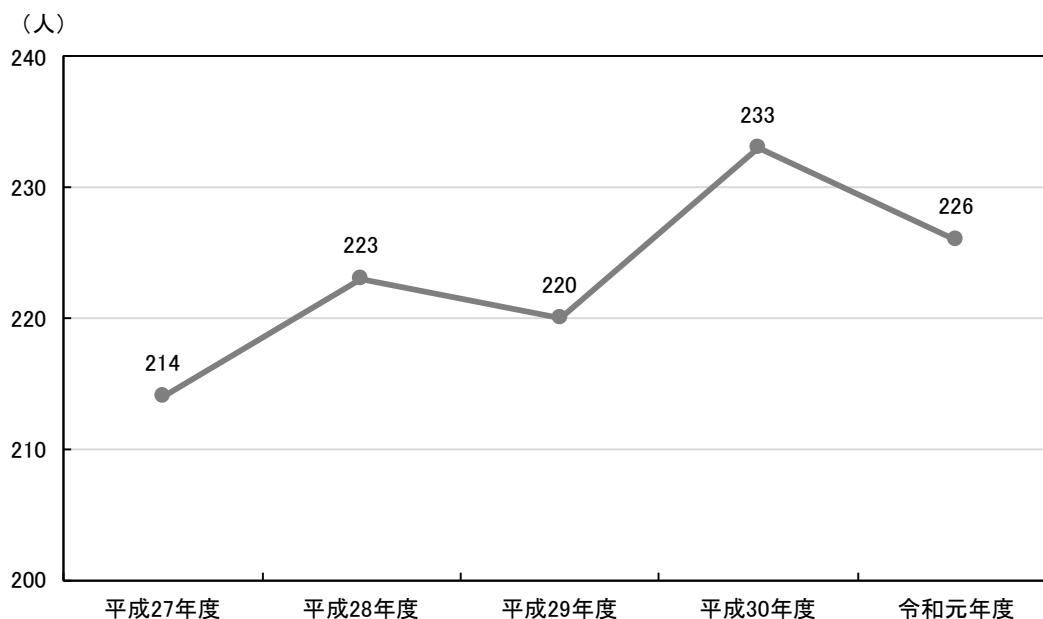
【2】愛荘町の状況

◆生活保護率の推移



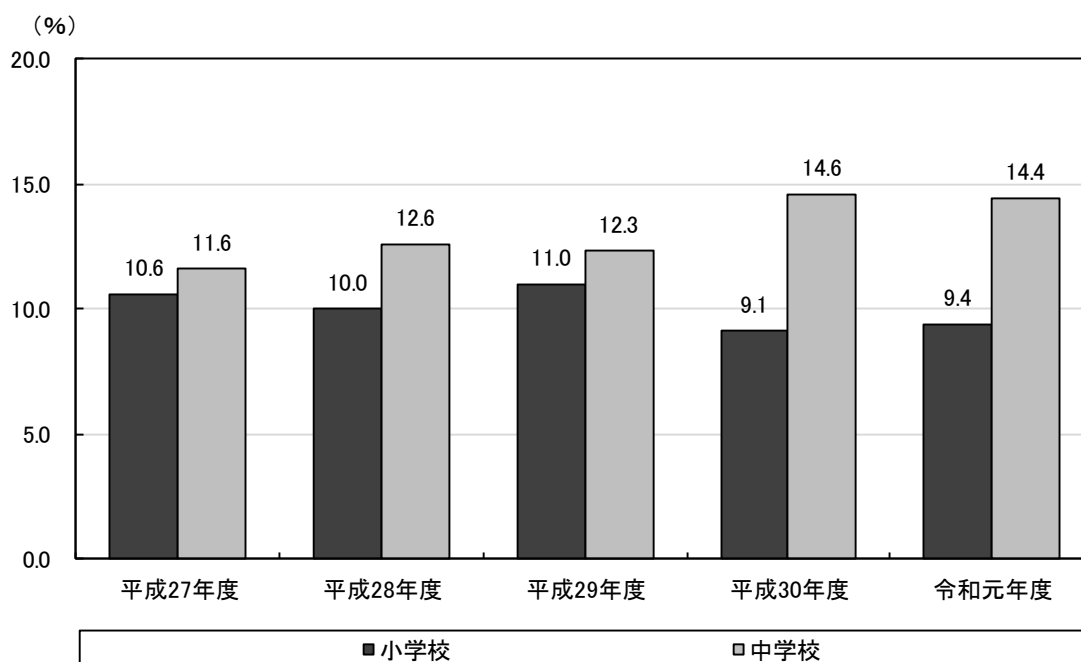
愛荘町での生活保護率は、ほぼ滋賀県と同等の数値を示しており、全国平均に比べると低い状態です。近年はほぼ横ばい状態ではありますが、若干減少傾向がみられます。

◆児童扶養手当受給者の推移



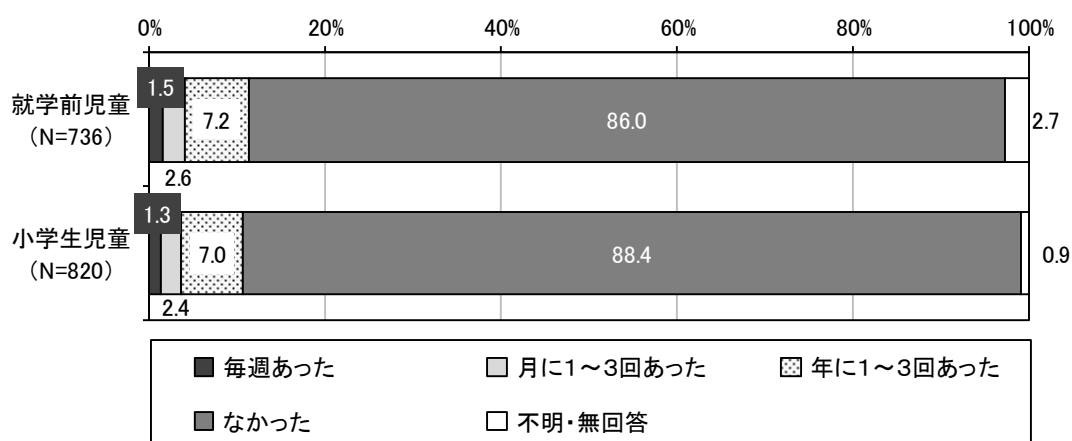
ひとり親家庭等に支給される児童扶養手当については、増減を繰り返しながらですが、右肩上がりになっています。受給者の大半は支給要件が離婚によるもので、そのほとんどが母親の受給者となっています。

◆小中学生の要保護及び準要保護割合



経済的理由により、就学が困難な児童・生徒に対して学用品や給食費を支給される要保護・準要保護児童の認定率については、小学生・中学生ともに増減を繰り返していますが、小学生についてはおおよそ 10 パーセント前後で推移しています。しかしながら、中学生になるとその割合が急激に高くなり、ここ数年は 14 パーセントを超えた状態となっています。

◆過去1年間、経済的に家族が必要な食料や衣服が買えなかったことの有無(ニーズ調査結果)



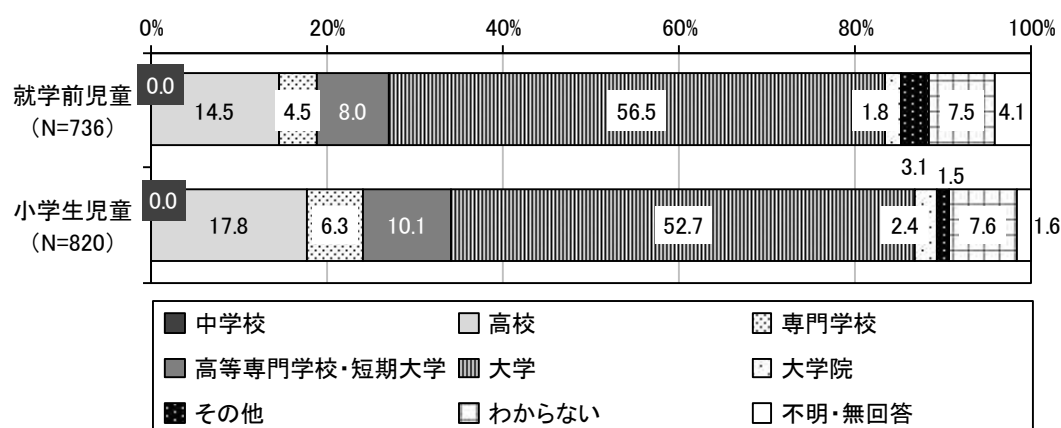
【世帯構成別クロス集計】

単位: %

【就学前児童】	毎週あった	月に1~3回あった	年に1~3回あった	なかった	不明・無回答
ひとり親世帯 (N=81)	6.2	1.2	13.6	76.5	2.5
一般世帯 (N=644)	0.9	2.8	6.5	87.3	2.5
【小学生児童】	毎週あった	月に1~3回あった	年に1~3回あった	なかった	不明・無回答
ひとり親世帯 (N=115)	2.6	3.5	14.8	78.3	0.9
一般世帯 (N=690)	1.0	2.3	5.7	90.3	0.7

ニーズ調査において、過去1年間に、経済的に家族が必要な食料や衣服が買えないことがあったかについてみると、「毎週あった」が就学前児童で1.5%、小学生で1.3%となっており、特にひとり親家庭では、それぞれ6.2%、2.6%と一般家庭に比べて高い値となっています。

◆希望する子どもの最終学歴(ニーズ調査結果)



【世帯構成別クロス集計】

単位: %

【就学前児童】	中学校	高校	専門学校	高等専門学校・短期大学	大学
ひとり親世帯 (N=81)	0.0	28.4	13.6	4.9	40.7
一般世帯 (N=644)	0.0	13.0	3.4	8.5	58.1
【就学前児童】	大学院	その他	わからない	不明・無回答	
ひとり親世帯 (N=81)	0.0	0.0	7.4	4.9	
一般世帯 (N=644)	2.0	3.6	7.6	3.7	
【小学生児童】	中学校	高校	専門学校	高等専門学校・短期大学	大学
ひとり親世帯 (N=115)	0.0	18.3	7.8	8.7	50.4
一般世帯 (N=690)	0.0	17.5	6.2	10.3	53.5
【小学生児童】	大学院	その他	わからない	不明・無回答	
ひとり親世帯 (N=115)	0.9	2.6	10.4	0.9	
一般世帯 (N=690)	2.6	1.2	7.2	1.4	

希望する子どもの最終学歴についてみると、「大学」が就学前児童で 56.5%、小学生児童で 52.7%と最も高く、次いで「高校」が就学前児童で 14.5%、小学生児童で 17.8%となっています。しかし、世帯構成別では、ひとり親世帯の方が、一般世帯より「高校」の割合が高くなっています。

【3】計画の方針

愛荘町では、本計画策定のために実施したニーズ調査で設けていた子どもの貧困に関する設問の結果や、滋賀県が実施している「滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査」、令和2年度に国において実施される子どもの貧困に対する全国調査の結果などを踏まえるとともに、庁内各課や学校・園、子育て支援に関する団体などが連携しながら経済的に困難を抱える家庭を把握し、愛荘町の実情を鑑みながら貧困対策を実施していく必要があります。

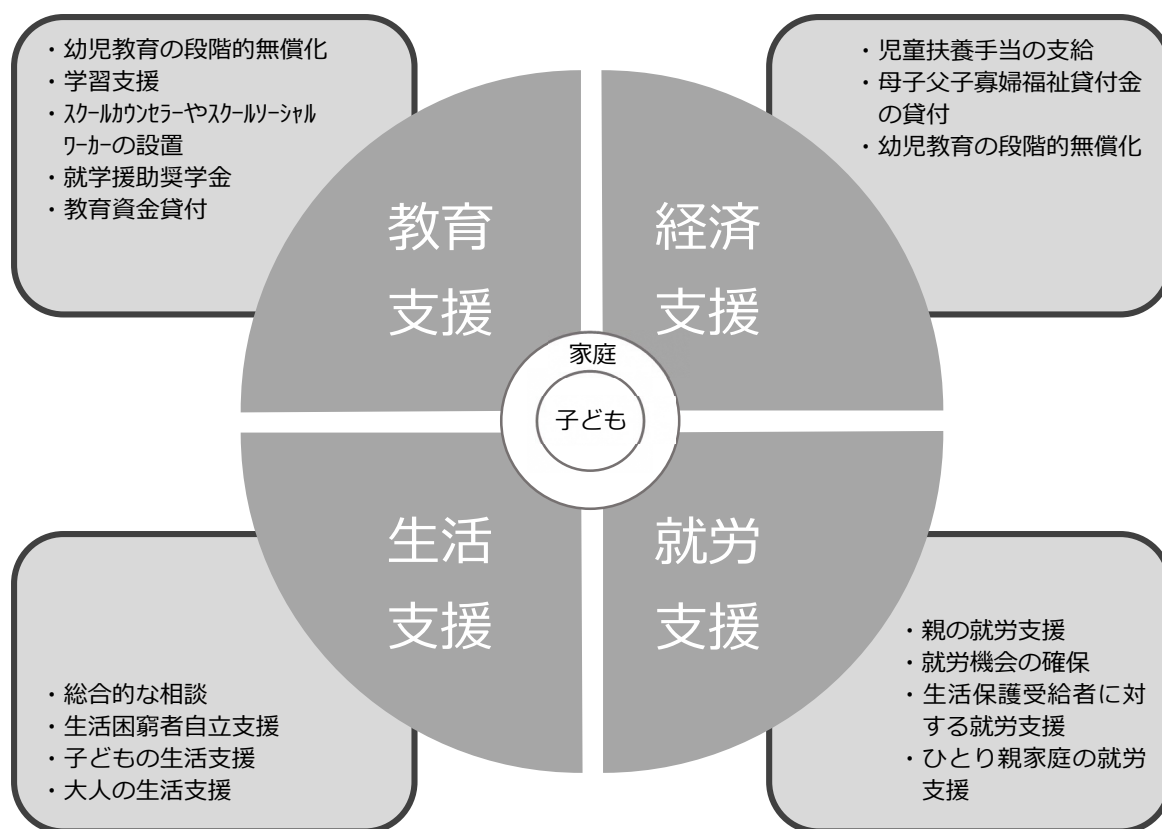
今回の計画では、現状から見える支援策について当面の施策として取り組み、モニタリングの中で必要な施策を検討し実施していきます。

【4】当面の重点施策

愛荘町では、国の施策である貧困を解消に対する取り組みの視点に基づき、子どもを取り巻く課題に対応するため、4つの視点「①教育の支援」「②生活の安定に資するための支援」「③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」「④経済的支援」を取り入れ重点施策に取り組みます。

■貧困を解消するために（国の施策）

子どもの現在と未来を見据えた貧困の解消に対する取り組み



【重点施策1】

子どもたちが家庭環境や、家庭の経済状況に左右されることなく、自分の能力・可能性を伸ばし夢に挑戦できるよう学力の向上に向けた取り組みを進めます。

重点施策

○ 生活困窮世帯の子どもへの学習支援

生活困窮世帯の児童、生徒に対して学習支援教室を行い、すべての子どもが「確かな学力を身につけるよう支援を行います。あわせて子どもの居場所づくりの役割も果たします。

【その他の施策】

施策	内容	取組主体
学欲(学ぶ意欲)をはぐくむ学習活動を推進	基礎的な生活習慣、学習規律の指導を行います。 また、将来の夢を持てるように、働く人の話を聞いたり、体験活動を行う機会をつくります。	教育振興課
「減メディア・親読書」運動	学びの環境づくりとして「減メディア・親読書」運動に取り組み、学習習慣の確立を図り、進路実現に向け子どもたちが学習に向かうことができるよう努めます。	教育振興課
奨学金や貸付制度の周知	奨学金や生活困窮者に対する手当や貸付制度を周知し、効果的な活用につなげます。	子ども支援課 教育振興課 社会福祉協議会



【重点施策2】

生活が不安定な状況にある親子がともに健やかな生活を送ることができるよう、必要な経済的援助を行うとともに保護者の就労支援を行います。

重点施策

○ 生活困窮者の自立支援

生活困窮者等自立支援事業の周知を図り、関係機関が連携を密にして、支援対象者の状況に応じた就労支援を実施することで生活困窮者の生活の安定、就労による自立を推進します。

【その他の施策】

施策	内容	取組主体
保育所、幼稚園への入所に係る保育料の軽減	幼児教育・保育の無償化の取り組みに加え、各家庭の収入状況に応じ、保育料などの負担軽減に取り組めます。	子ども支援課 教育振興課
乳幼児医療費助成・あんしん子育て医療費助成	出生から小学校入学までの期間の医療費を助成するとともに、小学生・中学生の医療費（自己負担分）を助成します。	住民課
医療費の助成	ひとり親家庭の親と子（18歳未満）の医療費を助成します。	住民課
児童手当の支給	0歳から中学終了（15歳になった後の最初の3月31日）前の子どもを養育している方に手当を支給します。	子ども支援課
児童扶養手当の支給	父母の離婚等によりひとり親となった家庭の親や、親にかわってその児童を養育している方等に手当を支給します。	子ども支援課
就学援助費	経済的理由により、就学が困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して学用品、給食費などの援助をします。	教育振興課
母子・父子・寡婦福祉資金	母子家庭・父子家庭及び寡婦の方が経済的に困窮している場合、滋賀県と連携しながら、就学資金等の貸付相談につなげます。	子ども支援課 社会福祉協議会
母子家庭等就業・自立支援	滋賀県が実施している就業に関する相談や、就労までのプログラムにつなげることで母子家庭等の就業・自立をサポートします。	子ども支援課

【重点施策3】

教育、福祉、地域の連携を図り、困難を抱える子育て家庭を早期の段階で支援につなぎ、家庭に寄り添った切れ目のない支援を行います。

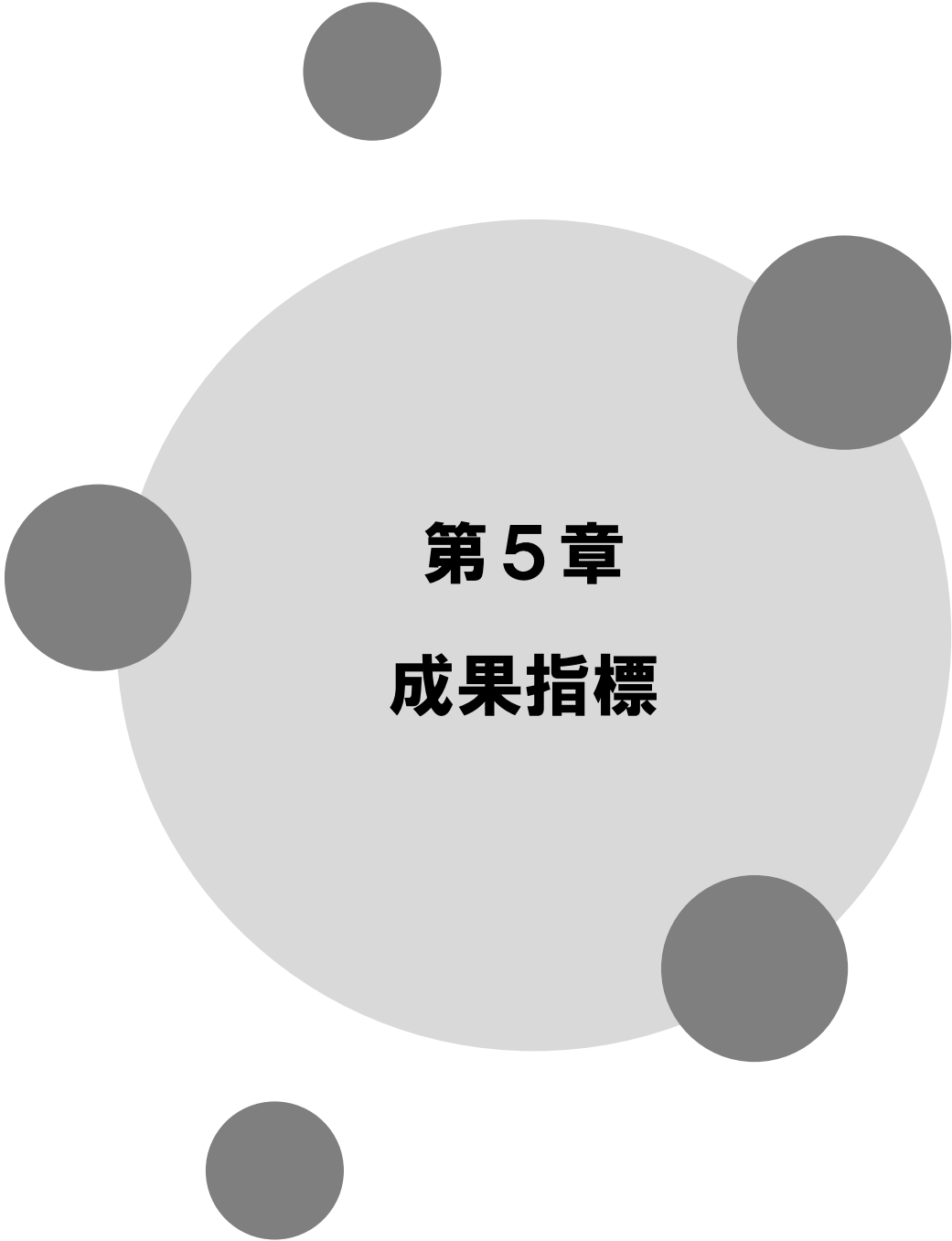
重点施策

○ 子どもの貧困対策についての周知啓発

研修等の機会を活用して、「子どもの貧困」について周知し、関係機関や団体が「子どもの貧困」の視点も持ちながら、各種事業や取り組みを推進できる環境をつくります。

【その他の施策】

施策	内容	取組主体
放課後児童健全育成事業	保護者等が昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後や長期休業中における生活の場を与え、子どもの健全な育成を図ります。	子ども支援課
民生委員・児童委員の活動	問題を抱える母子家庭・父子家庭等の身近な相談者として相談対応を行い関係機関につなげます。	福祉課 子ども支援課
学校・園との連携	子どもの日々の様子や保護者との関わりの中から、家庭の抱える課題に気づき、関係機関につなげるとともに、子どもの成長に合わせ、学校・園との連携に努めます。	教育振興課 幼稚園 学校 子ども支援課
要保護児童対策地域協議会との連携	生活困窮が児童虐待の要因になることがあることから、要保護児童対策地域協議会と連携し、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応に努めます。	子ども支援課



第 5 章

成果指標

1. 成果指標について

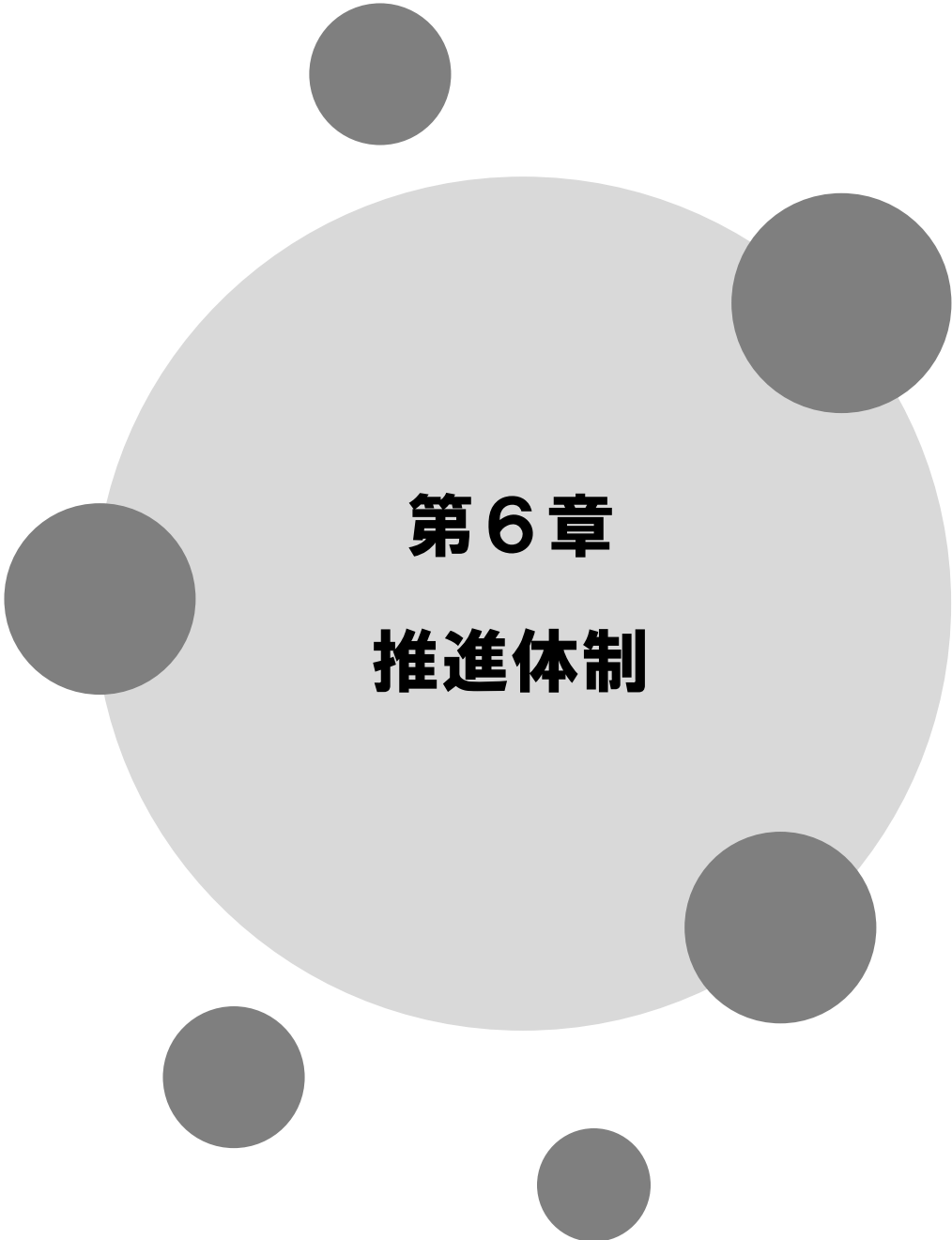
愛荘町の子育て支援に取り組んでいくことで、目指すべき成果を図るための成果指標を下記のように設定していました。前回計画の目標値については、「愛荘町は子育てしやすいまちだと思う」保護者の割合については達成することができました。本計画においても引き続き、同じ成果指標を掲げ、目標年度である令和6年度までにその達成に努めます。

■成果指標の達成状況

指標名		平成 31 年度 目標値	平成 31 年度 実績値	達成状況
「子育てを楽しんでいることのほうが多い」保護者の割合	就学前	70.0%以上	55.2%	×
	小学生	70.0%以上	55.0%	×（ただし割合は増加）
「子育てに関する相談相手がいる・相談する場所がある」保護者の割合	就学前	100.0%	93.2%	×（ただし割合は増加）
	小学生	100.0%	90.4%	×（ただし割合は増加）
「愛荘町は子育てしやすいまちだと思う」保護者の割合	就学前	60.0%以上	72.7%	○
	小学生	60.0%以上	71.6%	○

■成果指標の目標値

指標名		平成 21 年度 実績値	平成 25 年度 実績値	平成 31 年度 実績値	令和6年度 目標値
「子育てを楽しんでいることのほうが多い」保護者の割合	就学前	56.8%	63.7%	55.2%	70.0%以上
	小学生	52.2%	52.1%	55.0%	70.0%以上
「子育てに関する相談相手がいる・相談する場所がある」保護者の割合	就学前	91.8%	92.5%	93.2%	95.0%
	小学生	86.8%	87.4%	90.4%	95.0%
「愛荘町は子育てしやすいまちだと思う」保護者の割合	就学前	40.5%	58.9%	72.7%	80.0%以上
	小学生	41.7%	53.3%	71.6%	80.0%以上



第6章

推進体制

1. 計画の推進に向けて

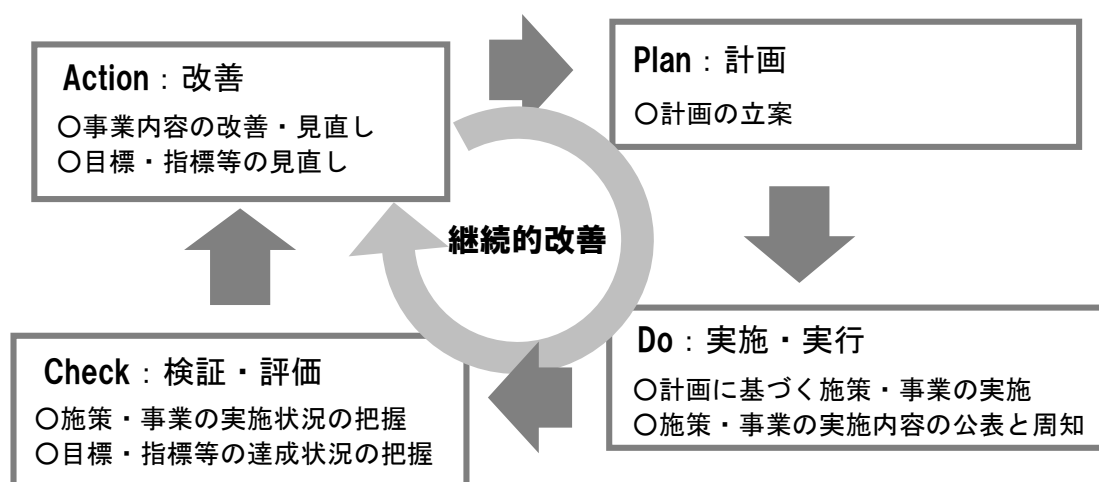
本計画は、子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を兼ねており、すべての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援を総合的に推進する計画です。推進に向けては、子育て家庭をはじめ、幼稚園や保育所、学校、地域、住民、その他関係機関・団体等が一体となって取り組みます。

本計画を住民との協働の中で進めていくためには、本計画で示した基本理念や考え方、各種取り組みについて広く周知していくことが重要です。そのため、広報紙やホームページ、窓口等において情報提供を行うとともに、計画の進捗状況や町内の多様な施設・サービス等の子ども・子育てに関する情報についても住民への周知・啓発を図ります。

2. 計画の点検・検証

各種施策及び本計画の推進については、実効性を高めるため、愛荘町子ども・子育て会議において計画の進捗について点検・検証する機会を設け、またその内容について公表します。

計画の進捗状況の確認を踏まえて愛荘町の子ども・子育て支援がさらに推進されるよう、【Plan（計画）—Do（実施・実行）—Check（検証・評価）—Action（改善）】のPDCAサイクルを活用します。



資料編

1 愛荘町子ども・子育て会議条例

○愛荘町子ども・子育て会議条例

平成25年6月7日

条例第21号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条の規定に基づき、愛荘町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し調査審議する。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項および当該施策の実施状況に関すること。
- (3) 特定教育・保育施設に関すること。
- (4) 特定地域型保育事業に関すること。

(組織等)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱または任命する。

- (1) 学識経験者および有識者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 公募による町民代表者
- (7) その他、町長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長および副会長各1名を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは、会長が欠けたときは、その職務を

代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協力の要請)

第6条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 愛荘町子ども・子育て支援事業計画策定委員名簿

氏 名	所 属 等	備 考
烏野 猛	びわこ学院大学 教授	会長
北村 昇久	愛荘町PTA連絡協議会 副会長	平成30年度まで
田中 孝行	愛荘町PTA連絡協議会 副会長	令和元年度より
鈴木 美津子	幼稚園保護者代表 (元愛知川幼稚園PTA副会長)	
石原 仁子	保育園保護者代表 (つくし保育園保護者会代表)	平成30年度まで
田淵 早織	保育園保護者代表 (つくし保育園保護者会代表)	令和元年度より
連 美千代	愛荘町民生委員児童委員協議会 主任児童委員	
北川 知栄子	子育て支援センター運営委員会 副会長	副会長
村木 守	愛荘町保育協議会 代表 秦川愛児園 園長	平成30年度まで
田中 章子	愛荘町保育協議会 代表 ゆたか保育園 園長	令和元年度より
野村 千加	愛荘町社会福祉協議会	平成30年度まで
中西 桃子	愛荘町社会福祉協議会	令和元年度より
松宮 幸彦	幼稚園代表 愛知川幼稚園 園長	平成30年度まで
小西 喜雄	幼稚園代表 秦荘幼稚園 園長	令和元年度より
馬場 真由美	放課後児童支援員 愛知川東小学校区域学童保育所い〜すとキッズ支援員	
田中 幹雄	教育委員会学校教育担当課長	
岡部 得晴	住民福祉部政策監	
藤井 譲	公募	
中村 由香里	愛荘町教育委員会	

第 2 期愛荘町子ども・子育て支援事業計画

愛荘町子ども支援課

〒529-1380 滋賀県愛知郡愛知川 72 番地

TEL 0749-42-7693

FAX 0749-42-5887

第2期愛荘町
子ども・子育て支援事業計画

編集・発行 愛荘町
愛荘町役場子ども支援課
〒529-1380
滋賀県愛知郡愛荘町愛知川 72 番地

電話：0749-42-7693
FAX：0749-42-5887

計画書の内容は、町ホームページで閲覧が可能です。